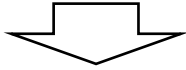


件 名	令和 8 年度堺市立学校園運営における指針について
担 当	学校教育部 教育課程課
概 要	<p>1. 「令和 8 年度堺市立学校園運営における指針（以下「本指針」）作成の趣旨</p> <p>急激な社会の変化や多様な課題に対し、学校園が臨機応変に対応し、機動的・能動的に動くためには、校園長を中心に、学校園の組織マネジメント力の強化を図ることが一層重要であり、自主性・自律性に富んだ学校運営の確立を図る必要がある。</p> <p>第 4 期「未来をつくる堺教育プラン」（以下「第 4 期プラン」）における本市の方針等を踏まえつつ、各学校園における創意工夫ある取組を推進し、自主性・自律性に富んだ学校園運営の一助となるよう、「第 4 期プラン」における 5 年間の主な取組に基づき、令和 8 年度の学校園の取組指針を示すため作成した。</p> <p>2. 作成にあたっての重点ポイント</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 4 期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成」 ・基本的方向性 こどもが身につける力、こどもの学びを支える教職員・学校の姿 こども・学校を支える教育環境 ・基本的視点 ウェルビーイング、教育DX、堺が進める「新たな学校のあり方」 ・指標達成に向けて </div> <p style="text-align: center;"></p> <p>令和 8 年度については、「第 4 期プラン」における本市の方針を踏まえて作成する。また、指標達成に向けて、目標数値及び現状の数値を必要に応じて掲載する。</p> <p>3. 本指針の内容</p> <p>はじめに ～本指針の活用にあたって～</p> <p>第 1 章 学校園運営における取組指針</p> <p>基本的方向性 1 「こどもが身につける力」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 確かな学び 2 豊かな心 3 健やかな体

<p>概 要</p>	<p>基本的方向性 2 「こどもの学びを支える教職員・学校の姿」</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 学校マネジメント力 5 誰一人取り残さない教育 6 こどもの安全・安心 <p>基本的方向性 3 「こども・学校を支える教育環境」</p> <ul style="list-style-type: none"> 7 持続可能な教育環境 8 学校を支える支援体制 9 社会で支えるこどもの育ち <p>第 2 章 教育課程の編成と実施にあたって</p> <p>第 3 章 人権教育の推進について</p> <p>参考資料</p> <p><u>4. 今後の予定</u></p> <p>本指針を各学校園に1冊配付し、堺市ホームページに掲載し、堺市議会議員へ掲載URLを情報提供する。</p> <p>市長、副市長には報告済み。</p>
------------	---

令和8年度

堺市立学校園運営における指針

堺市教育委員会

平成八（一九九六）年七月 堺市の学校給食から
腸管出血性大腸菌O157による感染症が発生し
多くの児童を苦しめ 三人の尊い命を失いました
私たちは忘れません
多くの子どもたちの苦しむ姿を
夢をたたれ 将来を奪われた三人の幼い命を
痛恨の思いを胸に
私たちは誓います
二度とこのような不幸を繰り返さない
私たちはめざします
安全で楽しい学校給食を
そして健やかな心と体をはぐくむ
明るく元氣な「わがまち・堺」の実現を



0157 堺市学童集団下痢症の碑「永遠に」～心に刻み伝えるために～

※ 「0157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」及び「0157 堺市学童集団下痢症 追悼と誓いのつどい」については54ページ参照

はじめに

社会が急速に変化する現代において、未来を担う子どもたちには、どんな状況にあっても主体的に考え、広い視野を持って自ら判断し、他者と協力しながら己の人生を切り拓いていく、たくましい力を身につけてほしいと思います。

また、子どもたちの学びを豊かにし、好奇心を喚起するとともに、子どもたちが発達段階に応じて学ぶ喜びを感じ、達成感を味わい、勇気を持って様々なことに挑戦し、未来を切り拓くことは、個々の可能性を広げ、ひいては地域や社会の力を高めることにもつながると考えます。

堺市では、「ひとづくり・まなび・ゆめ」の教育理念のもと、多様な価値観を認め合い、自分も他者も大切にす心、新たな世界に踏み出す勇気、生涯にわたって学び続ける意欲を身につけることなどをめざして、教育の充実に取り組んでいます。

令和8年度は、第4期「未来をつくる堺教育プラン」のスタートとなる年度です。

次期堺市教育振興基本計画は今後5年間の教育の方向性を示す、謂わば、羅針盤であります。

本プランでは、基本的方向性や基本施策の基軸として、3つの基本的視点「ウェルビーイング」「教育DX」「新たな学校のあり方」を定めました。これらを踏まえて、今後全ての取組を進めます。

教育を取り巻く社会情勢の変化や前プランの総括を踏まえ、取組を着実に進めることにより、子どもたちの尊厳が守られ、多様性が尊重される環境を整えます。その上で、自分の人生の舵を取り、「未来を切り拓くことができる力」を育む教育の実現をめざします。策定にあたっては、全ての校種種の教員と教育委員会事務局の職員で構成するワーキンググループで対話を重ね、検討しました。

また、子ども基本法の趣旨に沿って、小中学校では出前授業や生徒会のつといで、子どもたちから様々な意見を聴かせていただきました。自分たちの学びに関心を持ち、本市教育を自分事として捉えられるよう、「こども版」を今回初めて作成しましたので、子どもたちと一緒に考え、対話を大切にしてくださいとありがたく思います。

令和8年度の学校園運営における指針は、第4期「未来をつくる堺教育プラン」に基づき、お示しするものです。「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」の挑戦を見守り、励まし、日々の地道な教育実践を積み重ねていくためにも、教職員がそれぞれの専門性を活かし、それぞれの持ち味を存分に発揮できるよう、「チーム学校」として多岐にわたる取組の推進をよろしくお願い致します。

結びにあたり、各校園長のリーダーシップのもと、社会の変革を見据え、学校・家庭・地域が連携・協働しながら自主的・自律的な学校運営を推進することにより、子どもたちの豊かな学びや健やかな育ちを実現し、子どもたち一人ひとりが未来を切り拓くことのできる資質・能力を育まれることを期待しています。

目 次

第1章 取組指針

基本的方向性1 こどもが身につける力	
基本施策1 確かな学び	1
基本施策2 豊かな心	7
基本施策3 健やかな体	10
基本的方向性2 こどもの学びを支える教職員・学校の姿	
基本施策4 学校マネジメント力	12
基本施策5 誰一人取り残さない教育	16
基本施策6 こどもの安全・安心	18
基本的方向性3 こども・学校を支える教育環境	
基本施策7 持続可能な教育環境	23
基本施策8 学校を支える支援体制	24
基本施策9 社会で支えるこどもの育ち	25

第2章 教育課程の編成と実施にあたって


1 幼稚園	26
2 小学校、中学校	27
3 高等学校	35
4 支援学校	36

第3章 人権教育の推進について

1 人権教育の推進	37
2 差別事象が生じた際の対応の流れ	38
3 平和教育の推進	39

参考資料

第4期「未来をつくる堺教育プラン」について	42
▶ウェルビーイング	43
▶教育DX	44
▶堺が進める「新たな学校のあり方」	45
「総合的な学力」について	46
部活動の充実に向けて	47
学校のきまりやルール（校則）の運用・見直し	48
学校における調理実習の留意点	49
個人情報の徹底管理 9のポイント	52
「0157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」の制定について	54
取組事項一覧	55

※本文中の  [取組事項一覧](#) をクリックすると巻末の取組事項一覧へ移動します。

第1章 取組指針

基本的方向性1 こどもが身につける力

基本施策1 確かな学び

■成果指標

指 標	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
授業で学んだことを、次の学習や実生活に結び付けて考えたり、生かしたりすることができると思うと答えた児童生徒の状況スコア※1 (全国学力・学習状況調査)	小6 70.0 中3 63.5	小6 75.0 中3 70.0
学力が伸びた児童生徒の割合※2 (堺市教育委員会調べ)	小5国 77.5% 小5算 68.7% 中2国 59.4% 中2数 79.1%	小5国 83.0% 小5算 74.0% 中2国 70.0% 中2数 84.0%

※1 (当てはまる(%))×3+「どちらかといえば、当てはまる(%))×2+「どちらかといえば、当てはまらない(%))」/3として算出

※2 IRT(項目反応理論)を活用した堺市学力・学習状況調査において学力レベルを伸ばした児童生徒

■主な取組

◇授業改善の推進・教科等横断的な視点でのカリキュラム改善

① 「学びのコンパス(こどもが自ら学びをすすめる)」の考え方に基づく授業改善【小中高】 取組事項一覧

単元を通して育成をめざす資質・能力や、各教科等の見方・考え方を明確にし、単元後に児童生徒がどのような姿になるかを具体的に想定する。個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を、児童生徒の実態や単元の特性に応じて柔軟に構想する。

また、児童生徒が、「どのように学んできたのか」(学びの方法)や「何を学んできたのか」(学びの内容)について振り返る過程を大切にする。これまでの学習をもとに「どのように学んでいくのか」を単元の中で見通したり、単元でめざす姿や働かせる見方・考え方を可視化して児童生徒と共有したりするなど、児童生徒が自覚して学びを進められるよう工夫して取り組む。

探究的な学びの実現に向けては、STEAMの視点をはじめとして教科等横断的な視点で探究的な学びを行った各校の実践事例を共有するプラットフォームである「堺 STEAM ブック」の事例を参考にして、すべてのこどもが探究的に学ぶ授業改善に取り組む。

② 科学的に探究する学びの充実【小中高】

「学びのコンパス」でも探究を大切にしているように、理科の観察・実験は児童生徒が自然の事物・現象に問題意識をもって関わり、問題を科学的に解決する資質・能力を育成する上で重要な活動である。問題発見・解決の力や科学的に探究する力を養うため、理科の授業において児童生徒が学習内容に応じた観察・実験を適切に行う。

③ ICTを活用した授業改善【小中高】

▶児童生徒用パソコン等の活用

「学びのコンパス」や「堺 STEAM ブック」を参考に授業改善を進める際には、こどもが自分で考え、自分ごととして探究的な学びを効果的に進められるよう、1人1台の児童生徒用パソコンをはじめとするICTを最大限活用する。また、授業改善やカリキュラム改善にあたっては、学習データや学習履歴を効果的に活用する。

▶情報活用能力の育成

各教科等の授業において1人1台の児童生徒用パソコンを活用し、必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受けての状況等を踏まえて発信・伝達できる情報活用能力を育成する。「情報活用能力チェックリスト(堺市版)」を活用し、こどもの発達段階に応じた取組を自校だけでなく中学校区で連携して進め、小・中学校を通じて系統立てた情報活用能力の育成に努める。また、課題を解決するための方法の1つとしてプログラミング教材の活用を位置付けるなど、論理的思考力やコンピュータ等を効果的に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度等の育成を図る。

④ 基礎的・基本的な学力の定着【小中】

教員は、全国学力・学習状況調査等の結果分析をもとに課題のある問題の指導の系統性を示した「分析のしおり」や、IRTを活用した堺市学力・学習状況調査の分析資料等を参考に、学習内容のつながりを意識し、こどものつまずきの状況に応じた個別の支援を行う。また、1人1台の児童生徒用パソコンによるデジタル学習コンテンツ等を活用し、個々のこどもの状況に応じた学習内容の補充や復習を支援する。

⑤ 各種調査等を活用した検証改善サイクルの確立【小中】 ☞取組事項一覧

各種調査結果を基に、R-PDCAサイクルを確実に回し、授業改善の取組を継続的に推進する。管理職は、総合的な学力の育成に向けて全教職員で取り組む体制を構築し、学校教育目標の達成に向けて検証改善サイクルを確立する。

各種調査の特長を生かした教育活動の改善・工夫について

▶全国学力・学習状況調査等について

全国学力・学習状況調査の特性として、「平均正答率と比較することで、現状を確認すること」が挙げられる。全国学力・学習状況調査と学習指導要領に強い結びつきがあることに鑑み、出題された問題内容と児童生徒の解答(回答)状況とを照らし合わせ、「教科等の本質」や「こどものつまずき」等を教職員間で協議し、教育活動の検証改善を図ることができる。

▶IRTを活用した堺市学力・学習状況調査について

IRTを活用した堺市学力・学習状況調査の特性として、「前年度の自分と比較することで、現状を確認すること」が挙げられる。IRT(項目反応理論)を用いた調査では、経年で受検することで「学力の変容」が測定できる。「学力の変容」や質問調査の回答状況と児童生徒の実際の姿とを照らし合わせて、「変容の要因」等を教職員間で協議し、授業改善や個別の支援につなげて検証改善を図ることができる。

⑥ 適切な教育課程の編成実施とカリキュラム・マネジメントの充実【小中】 ☞取組事項一覧

学校教育目標の達成に必要な資質・能力を全教職員で共通理解した上で、適切な教育課程を編成し、実施に必要な人的又は物的な体制を確保する。学習指導要領の内容や、義務教育9年間を見通しためざすこども像等をふまえた教科等の年間指導(評価)計画を教科等横断的な視点で作成する。また、定期的に進捗状況を把握することで、指導すべき内容を指導するために必要な年間標準授業時数を実質的に確保する。

適宜、教科等の年間指導(評価)計画を評価・検証し、次年度に向けた改善を行うなど、教育課程の評価・改善に継続的に取り組み、カリキュラム・マネジメントの充実に努める。

なお、計画段階において、児童生徒の学習内容の定着状況等を鑑みて、適度にゆとりをもたせて授業時数を確保し、年間標準授業時数を大幅に上回って計画することのないように留意する。

⑦ 妥当性・信頼性の高い学習評価を実施するための組織的な取組の推進【小中】

学習指導要領等を踏まえた教育活動の一層の充実を図るとともに、評価規準や評価方法について事前に教員同士で検討したり、評価に関する実践事例を蓄積し共有したりするなどし、評価に係る教員の力量の向上に向けた組織的・計画的な取組を進める。

評価に関する仕組みや評価結果について丁寧に説明し、児童生徒や保護者の理解を得る。また、定期考査等の問題作成や配点・採点基準の決定について、組織的・計画的に検討し、児童生徒や保護者からあらゆる疑念を持たれないよう、適切な実施を徹底する。

⑧ 小学校における教科担任制の推進【小】

小学校において、教員の適性を生かした質の高い授業の実施による学習内容の理解度・定着度の向上や、系統的な指導による中学校への円滑な接続等を目的として、各校の状況に応じ、専科教員による指導や学級担任間の授業交換等により教科担任制を推進する。

また、教科担任制の推進を目的とする加配配置校においては、要項を遵守し、効果的な活用に努める。

⑨ 効果的な少人数指導の充実【小中】

小・中学校において、チーム・ティーチング、学級や学年を分割した均等分割、習熟度別指導等の少人数指導を、児童生徒の学習状況に応じて効果的に実施することで、個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。

習熟度別指導等加配配置校においては、要項を遵守し、効果的な活用に努める。

◇家庭学習習慣の形成

① 自律的に学ぶ力を育む家庭学習の充実【小中】 ☞取組事項一覧

教員は、教科等におけるこどもの学びを授業のみに留めることなく、授業での学習のまとめ・学習のふりかえりの交流等をもとに、こどもが新たな疑問や課題を設定できるよう、教員は授業展開や授業形態を工夫し、こどもが抱いた新たな疑問や課題を家庭学習につなげる。

また、授業の導入段階において、こどもが授業と関連付けて学習内容や学習方法を選択し家庭で取り組んだ学習を取り上げるなど、家庭学習と授業のつながりを意識できるように工夫する。

家庭学習の充実にあたっては、児童生徒用パソコンの持ち帰りや自学自習ノートの活用など、こどもの実態に応じて工夫して取り組む。

学校は、市が作成予定である「家庭学習のてびき」を活用し、なぜ家庭学習をするのかをこどもとともに考え、こども自身が目的意識をもって取り組むことができるようにする。また教育課程との関連を家庭等に周知し、保護者に家庭学習の理解協力を仰ぐ。

◇縦につながる横に広がる連携・接続

① 幼保小の架け橋プログラムの推進【幼小】 ☞取組事項一覧

幼保小接続について、令和9年度の校区版「架け橋期のカリキュラム」作成に向け、令和8年度は、堺市共通版「架け橋期のカリキュラム」を試行・評価する。具体的には、架け橋連携グループにおいて、討議会を含めた相互参観の実施、「遊びや学びのプロセス」の事例作成、幼保小で指導案を検討し実践すること等を想定している。各連携グループの取組状況に応じて、幼保小合同研修会を活用しながら、こどもの姿を中心に実践と協議を重ね、架け橋期の教育・保育の充実を図る。

② 義務教育9年間のつながる教育の推進【小中】 ☞取組事項一覧

こどもたちの小中9年間の「めざすこども像」を設定し、学校間で共有する。各学校においては、その実現に向けた「具体目標」を学校力向上プランに位置付け、「評価項目」「判断基準」を設定する。さらに、「進捗状況」「自己評価」「関係者評価」等を通じて検証サイクルを確立した上で、多様な連携による学びと育ちの連続性を意識したつながる教育を推進する。

③ 義務教育9年間のつながる教育の実践に向けた推進体制の構築【小中】 ☞取組事項一覧

小中一貫教育担当教員や生徒指導主事、研修主任等を中心に、各校が抱える課題に対応した推進体制を構築する。その上で、教育課程の接続、教職員の資質向上、多様な教育活動の実践の検討や意見交換、学校同士の情報共有等ができる機会の確保や枠組みの構築を図る。

④ 義務教育段階との円滑な接続の推進【高】

義務教育での学びの状況を踏まえた上で、高等学校教育に円滑に接続できるよう、指導方法の改善・充実に努める。

◇幼児教育の充実

① 公立幼稚園の研究実践機能の充実【幼】 ☞取組事項一覧

研究実践園においては、実践的な研究や先導的な取組の充実を図り、引き続き、市全体の幼児教育の質向上や幼保小接続を牽引する研究実践園としての役割を果たすため、公開保育の開催や他園への助言等、その成果の蓄積と発信を行う。

◇高等学校教育の充実

① 生徒の創造性、独創性を高める指導法、教材開発の取組【高】 ☞取組事項一覧

生徒の学習意欲を高め、自己のキャリア形成の方向性と関連付けて、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習を振り返ることのできる、「主体的な学び」を実現させる。

各教科等における研修を充実させ、教科等横断的な学びや「主体的・対話的で深い学び」について、学校としての考え方を整理し、指導事例を共有しながら教育の質を向上させる。

② 学校力・教師力の向上【高】

全教職員が学習指導要領等の趣旨を理解し、教育活動の質を高めるカリキュラム・マネジメントの確立を図り、探究的な学びを充実させる。

校内研修等で自己研鑽を重ね、様々な人権課題に対応する力を身につける。

③ 豊かな人間性・心身の健康の育成【高】

それぞれのゆめを抱く生徒が相互に交流し、切磋琢磨しながら、「総合的な学力」を育成し、高い知性・豊かな人間性・心身の健康の育成を推進する。

中学生やその保護者に「堺高校のよさ」を周知し、唯一の市立高等学校として創造力豊かな人材の育成を図る。

生徒の自尊感情を醸成し、人権の大切さを理解させ、実生活とつながる人権教育を充実させる。

④ 学習指導要領の趣旨の実現【高】

学習指導要領に基づき適切な教育課程を編成し、学習評価の改善について、全教職員が教育課程説明会や校内研修等の様々な機会をとらえ、学習評価を更に充実し、その質を高める。

⑤ 地域に貢献する学校体制の推進【高】

「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の学校、企業などと連携・協働しながら、生徒に育成すべき資質・能力を育み、堺を愛し、堺に誇りを持ち、地域貢献できる人材を育成する。

デジタル技術やデータサイエンスなどの情報活用能力やプログラミング能力を高めるなど、地域の産業振興に求められる資質・能力を育成する。

⑥ 高大接続と進路指導の充実【高】 ☞取組事項一覧

高大接続の見通しを持ち、教育課程を適切に編成・実施し、改善を図り、指導や評価を充実させる。高等学校卒業後の生徒の姿を見通し、学校教育と社会との接続を意識した進路指導の改善・充実を進める。

知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のための指導をより一層充実させ、生徒それぞれに対応した進路指導（各教科指導、小論文、面接等）の充実を図る。

⑦ 特色ある定時制教育の推進【高】

必要に応じて学び直しの視点を踏まえた教育課程を編成し、生徒の各専門分野の技術・技能の習得と各種資格取得に対する支援を積極的に行う。

◇「こども堺学」の推進

① 「こども堺学」の取組の推進【小中】

各校区の歴史・文化・自然等の特徴を生かし、「堺（地域）を学ぶ」「堺（地域）で学ぶ」、「こども堺学」に取り組み、堺を愛し、堺に誇りを持つこどもを育成する。

総合的な学習の時間では、「こども堺学」の視点を踏まえた探究的な学習活動を展開する。また、各教科等の授業において「わたしたちのまち堺」（小学校社会科副読本）や「わたしたちの堺」（中学校社会科副読本）を効果的に活用する。さらに、学校図書館において郷土資料等のコーナーを設置し、「こども堺学」で活用できる蔵書の充実を図る。

② 世界遺産学習及び環境教育の推進【小中】

「堺市世界遺産学習ノート」や地域の人材を効果的に活用することで、多様な文化を尊重し、それらの文化を将来へ継承するためにどうすべきかを考え、実行する人材を育成する。

環境教育では、各教科等の指導や学校生活等、教育活動全体を通して生命を尊び自然を大切にする心や環境への配慮を身につけ、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力の育成をめざす。

◇多文化共生をめざした国際理解教育の推進

① 国際理解教育・多文化共生教育の充実【小中】 ☞取組事項一覧

校長のリーダーシップのもと、国際理解教育担当を中心に、相互理解に基づく多文化共生という観点を持ち、互いの違いを認め、共に生きていく力や国際社会の一員として主体的に行動できる資質・能力の育成に努める。

② 小中学校における外国語教育の充実【小中】 ☞取組事項一覧

ネイティブ・スピーカーや ICT、中学校におけるオンライン英会話等により、アウトプット機会を創出し、言語活動を充実させることにより、さらなる外国語教育の充実を図る。

小学校中学年の「外国語活動」においては、「聞くこと」「話すこと[発表][やり取り]」の音声を中心とした活動を通じて、外国語に慣れ親しみ、外国語学習への意欲を高め、外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

小学校高学年の「外国語科」においては、中学年の学びを土台に、「聞くこと」「話すこと[発表][やり取り]」

に加え、「読むこと」「書くこと」の活動を通して、自分の考えや気持ちを伝え合うことができる基礎的な技能を身につける。

中学校の「英語科」においては、小学校との接続に留意しながら、英語で互いの気持ちや考えを伝え合う対話的な言語活動を4技能5領域においてバランスよく行い、生徒が英語によるコミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動することで、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を育成する。なお、生徒が英語に触れる機会を最大限に確保するために、授業は英語で行うことを基本とする。

◇学校図書館の効果的な活用

① 学校図書館の整備推進と計画的活用【小中支】

学校図書館館長である校長のリーダーシップのもと、司書教諭等の学校図書館担当教員と、学校司書が協働し、団体貸出制度や選書支援の活用等、市立図書館との連携も図りながら、学校図書館の整備等を計画的に進める。

学校図書館を読書センター・学習センター・情報センターとして有効活用することで、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図る。また、並行読書・調べ学習等、学校図書館を活用した学習を各教科等の年間指導（評価）計画に組み込み、探究的な学習の一助とすることで主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。児童生徒が読むことができるよう新聞を学校図書館に配備し、有効に活用する。

基本施策 2 豊かな心

■成果指標

指 標	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う (当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答 えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 78.0% 中3 76.6%	小6 85.0% 中3 83.0%
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思 う(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と 答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 78.9% 中3 69.3%	小6 81.0% 中3 72.0%

■主な取組

◇人権教育の推進

① 人権尊重の精神に立つ学校園の実現【全】

教育活動全体を通じて、多様性を認め合い、すべてのこどもが自らの人権が尊重されていることを実感できる学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組む。それを基盤に、こどもたちの望ましい人間関係を形成し、自他の尊重や実践力を養う学習活動を行う。

② 校園種間の連携を見通した教育課程の編成【全】

教育活動全体を通じて、意図的・計画的に人権教育を実施するため、各学校園の実態やこどもの発達段階に応じた教育課程を編成する。その際、様々な人権課題の解決に向け、関係法令等の趣旨を踏まえ、人権に関する知的理解と人権感覚の育成をバランスよく取り入れた年間計画を作成し、生活と結びつく人権教育を中学校区での情報共有や校園種間連携のもと、系統立てて行う。

③ 人権教育推進のための指導方法の工夫と、「人権教育教材集・資料」等の積極的な活用【全】 ☞取組事項一覧

人権課題をテーマにした授業や人権課題の解決につながる学習を展開する際、こどもの「協力」「参加」「体験」を大切にするなど、こどもの発達段階に応じた指導の工夫を図る。また、大阪府教育委員会作成の「人権教育教材集・資料」や、本市作成の「堺版人権教育教材集・資料集」「指導資料(人権教育研修動画・学習指導案)」等を積極的に活用し、取組の深化・充実を図る。

④ 校園内推進体制の確立【全】

校園長のリーダーシップのもと、人権教育推進担当を中心に、教職員が一丸となって人権教育に取り組む体制を整える。人権教育の目標設定、指導計画の作成や教材の選定・作成、研修の企画立案などの取組を、組織的・継続的に行う。

⑤ 家庭・地域との連携【全】

家庭・地域へ積極的に取組を公開し、人権教育に対する理解促進、協力関係を構築する。こどもが肯定的に受容される基盤づくりを行い、人権に関する知的理解の深化や人権感覚の育成につなげる。

◇自らの安全を守るための教育の推進

① 情報モラルに関する指導の推進と啓発【小中】

児童生徒が学校にスマートフォン・携帯電話を持ち込むことは、原則として禁止する。

「ネットいじめ」やインターネット上のトラブル等を未然に防ぐため、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施する。

「堺市立学校スマホ・ネットルール5 “まもるんやさかい”」等を活用し、PTA と連携しながら各家庭に対してスマートフォン等の使用のルールを周知し、フィルタリングサービスの利用等に関する啓発を積極的に行う。

② 非行防止・犯罪被害防止教室の実施【小】

こどもが犯罪の被害に遭う事象が多く発生していることから、小学校高学年を対象に、堺少年サポートセンター（5年生対象）や警察署（6年生対象）と連携し、「非行防止・犯罪被害防止教室」の実施による非行の未然防止・犯罪被害防止の取組を進める。

◇学校・家庭・地域が一体となって取り組む道徳教育の推進

① 「考え、議論する道徳」に向けた指導・評価の工夫・改善【小中】 ☞取組事項一覧

児童生徒が自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方について考えを深められるよう、授業の質的向上を図る。

本時のねらいの明確化、児童生徒が主体的に考える時間や意見交流する時間の設定等、発問や授業の構成を吟味し、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉え、組織的・計画的な評価を推進する。

② 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実【小中高】

校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、各校の道徳教育重点目標に基づいて、家庭や地域と連携しながら、組織的に道徳教育を展開できるよう指導体制を充実させる。道徳教育の全体計画に基づく年間指導計画を作成する際には、校長や教頭の参加による指導や、他の教員との協力的な指導等について工夫し、学校や学年として一体的に指導を進める。

◇こどもの体験・交流活動の充実

① 「堺・スタンダード」として、全学校で「あいさつ」「読書活動」「茶の湯体験」に取り組む【小中高】

☞取組事項一覧

人との関わり合いを実感するあいさつ運動を計画的に実施し、その充実を図る。朝の読書活動や読書強化月間等を実施し、児童生徒の読書への関心を育む。千利休生誕の地・堺に育つこどもたちが、自国の伝統文化にふれ、「もてなしの心」を学び、豊かな心を育むことをねらいとして茶の湯体験を実施する。

◇キャリア教育の充実

① 「キャリア・パスポート」を活用した系統的なキャリア教育の推進【小中高】 ☞取組事項一覧

児童生徒が社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を身につけることができるよう、特別活動を要とし、各教科等の特質に応じて、系統的なキャリア教育の充実を図る。

自らの学習状況やキャリア形成を見通し、振り返ることで、自己評価を行うとともに、自己実現につなげるため、「キャリア・パスポート」を活用する。中学校では、生徒が自己の能力・適性等についての理解を深めることを目的とした職場体験活動等の体験的な学習活動の機会を教育計画に位置付ける。

◇安全教育の推進

① 安全教育の徹底【全】

こどもたちに、校内外での危険行為が事故につながることを理解させ、地域・保護者とも連携・協働して、安全に行動するよう指導を徹底する。その際、こどもの発達段階や地域の実情に応じて具体的でわかりやすい指導に努める。

また、安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら各教科等の内容を整理して学校安全計画に位置付け、系統的・体系的な安全教育を実施する。

② 防災教育の推進【小中】

こども塚学との関連を図り、中学校区の地理的状況や地域の実態に応じた防災教育を推進する。その際、予想される災害、避難経路、危機回避のための行動を共有するなど、9年間を見通した系統的な取組を行う。また、「防災教育指導のてびき」等の活用や、地域と連携した実践的な避難訓練の実施を通じて、発達段階に応じ、主体的に考え行動できる力を育み、助け合いの心を醸成する。

基本施策 3 健やかな体

■成果指標

指 標	現状値(令和 7 年度)	目標値(令和 12 年度)
食に関心を持ち、自ら健全な食生活を実践しようとしている児童生徒の割合 (堺市教育委員会調べ)	小 5 87.7% 中 2 85.9%	小 5 90.0% 中 2 90.0%
新体力テストの総合評価 A～C 判定の児童生徒の割合 ※1 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小 5 62.5% 中 2 71.1%	小 5 64.0% 中 2 74.0%
「運動やスポーツをすることは好き(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小 5 87.9% 中 2 81.8%	小 5 89.0% 中 2 83.0%

※1 総合評価は、新体力テストの 8 項目の得点を合計し、A～E の 5 段階で判定したもの (A が最も得点が高い)

■主な取組

◇生きる力を支える健康教育の推進

① 学校保健活動の推進【全】

小学 6 年生および中学 2 年生を対象に、文部科学省の「がんに関する教育指導資料」等を活用し、がん予防の重要性や望ましい生活習慣の形成を促進する。また、中学校では、専門的知見を取り入れた質の高いがん教育を実施するため、医療機関等と連携した「がん教育に係る外部講師派遣事業」を積極的に活用する。

さらに、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、家庭、地域等の関係機関と協働し、学校の健康課題について協議を行うことで、児童生徒が健康で安全な学校生活を送られるよう、学校保健・学校安全に関する取組を推進する。そのため、学校保健委員会の活性化を図るとともに、年 1 回以上の薬物乱用防止教室の実施や助産師等による「いのちの授業」の充実などを行い、関係機関との連携体制を強化し、児童生徒等が健康で安全な学校生活を確保する。

◇食育の推進

① 組織的・計画的な食育の推進と評価【全】 ☞取組事項一覧

食に関する指導について、各教科等の特質に応じ、学校教育活動全体を通じて主体的に行動できるこどもを育成するために組織的・計画的に推進する。また、実施状況やその成果について定期的に評価を行い、取組の改善を図る。例えば、「学校力向上プラン」(自己評価、学校関係者評価)に食育に関連する項目を位置付け(※)たり、「食に関する指導の全体計画」内の成果指標や活動指標の達成状況を定期的に評価したりし、食に関する指導の実施状況や成果・課題について教職員が共通理解を図り、食に関する指導に全教職員で取り組む。

(※) 自己評価、学校関係者評価の両方、もしくはそのいずれかに食育に関連する項目を位置付ける。

◇みんなく(睡眠教育)の推進

① 睡眠教育「みんなく」の推進【全】

こどもの睡眠改善のため、睡眠の大切さやスムーズに寝るための方法等を伝え、ゲームやパソコン、スマートフォン等の使用方法を考えさせる。

睡眠の乱れがこどもの健康障害を引き起こし、学習意欲の低下、情緒不安定につながるという医学的根拠や研究データを踏まえ、引き続き各校において睡眠教育「みんなく」を軸に「家での7つのやくそく」の定着を図る。

基本的な取組として、こどもの睡眠実態を把握するとともに、睡眠に関する知識を学ぶ授業や個別面談等を進める。また、こどもの睡眠改善は、保護者や地域の協力が欠かせないことから、PTA や自治会等と連携し、幼小中連携等により中学校区全体で啓発を行う。

◇運動に親しむこどもの増加に向けた取組

① 体力向上のための計画的な取組【小中】

「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果等の分析・検証により、体力・運動能力等の課題を把握する。また、課題改善に向けた自校の体力向上の取組を全教職員で確実に実施する。

体力向上やスポーツに対する教職員、こども自身の意識高揚を図る。

② 運動に親しむこどもの増加に向けた授業改善【小中】

学習指導要領の「運動が苦手な児童生徒や運動に意欲的ではない児童生徒への指導の在り方に配慮すること」を踏まえ、体を動かすことの心地よさや運動の楽しさを実感できるような授業を展開する。小学校では「小学校体育指導の手引」を積極的に活用し、中学校では学習指導要領や解説を参考に、運動の選択性や達成感を重視した指導を工夫することで、すべての児童生徒が主体的に取り組める環境を整える。

③ 運動やスポーツに親しめる環境形成【小中】

中学校区で、中学校保健体育科教員と小学校教員がこどもの現状等を共有し、相互に体育の授業を見学・交流する等、義務教育9年間を見通した体育指導の充実に努める。

また、体力向上に向けて家庭・地域と連携した取組を推進するなど、こどもたちが運動に親しむ機会の充実や運動する習慣、意欲、能力を高める環境形成に取り組む。

◇こどもの主体的なスポーツや文化芸術活動の活性化

① 部活動の充実と活性化【中高】 ☞取組事項一覧

「体力向上・部活動推進事業」や「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって -」の積極的な活用、指導者研修会への主体的な参加等により、部活動参加生徒の自尊感情の高揚につながる活動内容の充実や指導方法の工夫・改善、活性化を図り、安全で魅力ある部活動を実施する。

② ノークラブデーの設定【中高】 ☞取組事項一覧

運動部活動については、スポーツ医・科学の観点から、スポーツ障害や、興味・意欲が低下して起こるバーンアウトが生じないように十分留意すること。また、文化部の長時間に及ぶ活動についても課題となっていることから、「ノークラブデー」の設定を明確にする等、適切な指導計画を立て、心身のリフレッシュや疲労回復につながる取組を一層推進する。

「ノークラブデー」については、「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって -」を踏まえ、学期中は、週当たり平日1日、土日1日の計2日以上以上の休養日を設ける（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）。また、長期休業中は学期中に準じた扱いを行い、ある程度長期の休養期間を設ける。

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

基本施策 4 学校マネジメント力

■成果指標

指 標	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
前年度までに、近隣等の小中学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小 72.9% 中 83.7%	小 80.0% 中 86.0%
「私たちの職場では、お互いに理解し認め合っている(そうだ・まあそうだ)」と答えた教職員の割合 (ストレスチェック調べ)	82.4%	90.0%
勤務時間外在校等時間が月平均45時間以下の教員の割合 (堺市教育委員会調べ)	76.4% (令和6年度)	87.0%

■主な取組

◇R-PDCA サイクルによる学校経営の推進

① 「学校力向上プラン」を核とした R-PDCA サイクルの確立による学校運営【全】 ☞取組事項一覧

めざす子ども像の実現に向け、昨年度の成果と課題を踏まえ、「確かな学び」「豊かな心・健やかな体」等における具体的な目標・評価項目等を組織的に設定し、全教職員で取り組む。年度途中には取組の進捗状況の確認を行い、改善を進め、年度末には自己評価を行い、成果と課題を明らかにする。また、学校関係者評価を実施し、次年度の取組の改善につなげる。

当該年度の学校力向上プランについては、目標設定、進捗確認、評価（達成状況の記入）をその都度実施し、改善に向けた取組について確認できるよう前年度の学校力向上プランとともに、学校ホームページにおいて公表する。

◇教職員研修の充実

① 「研修観」の転換【全】

VUCA 時代において、学校教育を取り巻く状況や求められる役割は複雑化・多様化し、その変化のスピードも増している。教職員はそれらの変化を前向きに受け止め、教職員に求められる資質・能力が変わっていくことを意識し、主体的に学び続けることを意識する。そのためには、「学ぶ意義（なぜ学ぶのか）」を自覚し、「学ぶ方法（どのように学ぶのか）」や「学ぶ内容（何を学ぶのか）」を選択しながら学びを進めていく自律的な学びへと、「研修観」の転換を図る。また、教職員自ら問いを立て、実践の振り返りや自他との対話、知識の習得等を重ねながら、「子ども観」や「学校観」などの自身の価値観や在り方を捉え直し、新たな問いを見い出すといった探究的に学ぶ機会を大切にする。

② 全国教員研修プラットフォーム【Plant】の研修受講履歴を活用した対話に基づく人材育成の推進【全】

☞取組事項一覧

管理職は「堺市教員育成指標」、「堺市教職員研修計画」及び各教員の研修受講履歴を活用した対話を、年間を通じて行う。その際、教員が自身の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校園で果たすべき役割などが自覚できるよう指導助言を行い、継続的・系統的な人材育成を行う。

教員は、それらを活用した管理職との対話を繰り返す中で、自身のキャリアステージに応じて身につけるべき資質能力やキャリア形成の展望をもとに、主体的に学びを進める。

③ 組織的・継続的な校園内研修体制の構築【全】 ☞取組事項一覧

学校教育目標やめざすこども像の実現に向けて、校園長のリーダーシップのもと、研修主任を核として研究テーマを設定したり、何を・どのように・どのくらい研修を行うのかについて検討したりするなど、組織的・継続的に校園内研修を実施する。その際、「校園内研修ガイドブック（別冊資料）」や「堺版 教師の学び合いスタンダード」を効果的に活用し、校園内研修の活性化を図る。

④ いじめ問題の対応力向上研修の推進【小中高支】 ☞取組事項一覧

いじめ対応は、学校における最重要課題の一つであり、いじめの積極的な認知は、いじめ対応の第一歩であると、すべての教職員が共通理解するとともに、いじめ問題の対応力向上を図るため、「いじめ対応チェックシート」及び「いじめの重大事態から学ぶ対応事例集」を活用した校内研修を実施する。

◇優秀な教職員の確保と人材育成

① 適正な人事評価による教職員の育成【全】

校園長は教職員と目標を共有し、その達成に向けた適切な指導・助言を行う。また、人事評価制度の実施目的や評価基準、規則等を正確に把握し、教職員の取組過程及び成果並びに発揮した能力を、事実に基づき、より適正に評価し、人材の育成を図る。

◇学校業務の効率化・適正化の推進

① 教職員の働き方改革の推進【全】 ☞取組事項一覧

校園長のリーダーシップのもと、2 か月連続時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員が 0 人となるよう、勤務時間や業務量の適正な把握・管理に取り組む。真に必要な教育活動を見極め、教育的効果やこどもの学びの状況を十分に踏まえた上で、授業時数の適正化や ICT の積極的な活用推進、学校行事の精選及び内容・準備の見直し・簡素化等、これまでの「当たり前」を見つめ直し、できることは直ちに取り組む。次代を担うこどもたちの育成という共通の目標のもと地域・保護者と連携・協働し、信頼関係を築きながら、教職員の多忙化の解消及びウェルビーイング向上のための取組を推進する。

◇教職員のメンタルヘルス対策の充実

① 教職員が心身ともに健康で、いきいきと働ける環境整備【全】 ☞取組事項一覧

全教職員が心身ともに健康で、こどもと十分に向き合える環境整備の実現に向けて、教職員のメンタルヘルスの不調の予防に取り組む。校園長は所属職員にストレスチェックの受検を勧め、ストレスへの気付き、セルフチェックを促す。また、集団分析結果を活用し、衛生委員会等で取り上げることにより、学校園におけるストレスマネジメントの向上を図る。また産業医による健康相談の実施やメンタルヘルスに関する各種窓口を積極的に周知、復職支援の手引きの活用によりメンタルヘルス不調の早期発見・早期対応ならびに職場復帰支援・再発防止に取り組む。

◇不祥事の未然防止対策の徹底

① 教職員としてのコンプライアンスの徹底【全】 ☞取組事項一覧

学校園に勤務する者は、こどもの教育活動に関わるため、一般の公務員以上に高い倫理性が求められていることを常に意識する。自らの言動が堺市の教育全体の信用に大きな影響を及ぼすことを認識し、自覚と責任ある行動をとる。

② 不祥事防止研修及び服務規律における定期的な点検の実施【全】 ☞取組事項一覧

「未来をつくる堺の誇り（PRIDE）—不祥事根絶のために—」及び「教職員のコンプライアンスのための SELF CHECK SHEET」等を用いて校園内研修の実施や教職員の服務規律についてのセルフチェックの時間を設ける。教職員自身が日頃から不祥事を他人事とせず、自分事として捉え、服務規律の確保に努める。

③ ハラスメント行為の防止【全】 ☞取組事項一覧

ハラスメント行為は人権侵害であり、絶対に許されるものではない。すべての教職員が、ハラスメントの問題を自覚し、考え、対処し、互いの人権を尊重する意識をもって適切かつ積極的にコミュニケーションをとり、良好な職場環境を維持するように努める。なお、ハラスメント行為を見聞きした場合は、管理職または校内ハラスメント相談窓口担当者に相談をするなど、迅速に対応する。

必要に応じて、外部相談窓口やメンタルヘルス相談窓口の紹介など、相談者に寄り添った対応をする。

④ 人権に関する認識の深い、人権感覚豊かな教職員の育成【全】 ☞取組事項一覧

教職員は「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる集団の構築をめざして、こどもそれぞれの人権を尊重できる確かな人権感覚を身につける。

教育活動のあらゆる場面で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、各個人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見直す。

また、人権教育に関する研修を明確に位置付け、多様な研修方法を取り入れながら計画的に進め、教職員の人権意識と指導力の向上を図る。

⑤ 体罰及び不適切な指導の根絶に向けた取組の徹底【全】

全学校園で、「体罰根絶のために [第4改訂版]」や「体罰等根絶のためのセルフチェックシート」を活用した校園内研修を必ず実施し、体罰根絶に取り組む。研修では、体罰事例や研修資料（ワークシート）、校務用端末などを用いて、事例に基づいた効果的な研修になるように工夫する。

各学校園、各教職員においては、自らの指導の在り方を見つめ直し、指導力向上に向けた不断の努力を続けるとともに、以下の点に留意する。

- ▶全教職員が、どのような行為が体罰及び不適切な指導に当たるかについての考え方を正しく理解し、「体罰及び不適切な指導の否定」の指導観に基づき、「体罰及び不適切な指導を許さない」組織風土を構築し、体罰及び不適切な指導の根絶に取り組む。
- ▶こどもの指導にあたっては、人権尊重の精神に徹し、現象面のみにとらわれず、また指導による表面的な変化を性急に求めるのではなく、こどもが抱える多様な課題を理解し、個に応じた内面に迫る粘り強い指導をする。また、一時的な感情に流されず感情をコントロールして指導に当たる。
- ▶指導が困難なこどもの対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱えこんだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直す。
- ▶中学校及び高等学校では、「部活動」における体罰及び不適切な指導の防止について留意する。
- ▶行き過ぎた指導をした場合や、他の教職員の行き過ぎた指導を目撃した場合には、すぐに管理職に報告する。管理職は体罰及び不適切な指導を確認した際は、速やかに教育委員会に報告する。
- ▶体罰は「認識が甘かった」ということで許さる行為ではなく、こどもの身体と心を傷つける重大な人権侵害であり、学校教育法第11条において禁止された違法行為であるだけでなく、暴行罪（刑法第208条）、傷害罪（同法第204条）といった傷害事件として扱われる可能性のある行為であることを認識する。
- ▶ひとたび体罰及び不適切な指導の事案が発生してしまうと、これまで教職員が長年にわたる努力で築き上げてきた信頼が一瞬にして失われてしまい、こどもや保護者、市民との信頼関係の再構築には多大な労力と時間を要し、大変困難な状況が続くこととなることを認識する。

⑥ 個人情報保護に対する教職員の意識向上【全】

「個人情報の保護に関する法律」及び「堺市個人情報の保護に関する法律施行条例」の趣旨に則り、「堺市立学校園における個人情報及び電子データの取扱要領」の遵守について、定期的に教職員に周知徹底し、常に全教職員が個人情報取扱者としての自覚と責任をもって職務を遂行し、個人情報の適正な管理及び取扱いを徹底する。

⑦ 個人情報管理の徹底【全】

「堺市立学校園における個人情報及び電子データ取扱要領」に基づき、校園内での適切な手続きと管理を徹底する。

学校園で取り扱う情報のほとんどが個人情報であるという認識のもと、特に、以下のことを徹底する。

- ▶シュレッダーにかける際は、個人情報が含まれていないか1枚1枚確認する。
- ▶テスト等成果物の採点や点検を行ったり、個人情報を含む書類を封入したりする等、作業を行う際は、机や作業台を整理整頓し、他の個人情報を置かず、場所を特定して作業する。
- ▶受け渡しや封入物の確認等については、複数人による点検を行い、返却する前にも再度、本人の成果物であるか必ず確認する。

個人情報を含むメールを送信する場合は、「個人連絡」での送信に限定する。ただし、「個人連絡」では対応できず「電子メール」で送信することが不可避の場合は、本人及び保護者の承諾と、校園長の承認のもと、必要最小限のデータに限り送信できるものとする。

また、校園内規定や手続きについて、全教職員を対象にした研修を計画的に実施し、意識向上を図る。毎月1日を「個人情報点検デー」として、「個人情報の徹底管理9のポイント」に基づき、意識啓発を行うとともに、全教職員（非常勤講師も含む）を対象に「個人情報取扱い 総点検シート」による点検と個人情報の適正な管理及び取扱いを徹底する。

⑧ 学校徴収金等の適切な取扱いの徹底【全】 ☞取組事項一覧

学校徴収金は、教育活動に必要な経費として、校園長が保護者からその取扱いと管理について信託を受けている金銭であるため、保護者の負担軽減に努め、「堺市立学校（園）徴収金事務取扱要領」「学校（園）徴収金事務取扱マニュアル」に基づいて必要書類を確実に作成し、適正に管理して取り扱う。現金を金庫に保管する際は、現金保管台帳を作成し、複数体制で厳重に取り扱う。事務処理の適正化を図るとともに事故を未然に防止するため、預金通帳の所在を適宜確認する。特に横領などの犯罪行為を二度と生み出さないため、管理職が責任をもって、少なくとも年度始め、各学期末、年度終わりには、確認・点検シートを用い徴収金事務について確認・点検を行う。また、学校徴収金の事務取扱の重要性を改めて認識し、校内の取扱・責任体制を明確にし、全教職員で共有する。学校指定の物品については、業者の選定と手続きについて公平・公正を担保し、複数の業者と契約するなどして、保護者の負担軽減や説明責任を果たすことに留意する。物品検討の際には、学校徴収金検討委員会や児童生徒・保護者アンケート等で得た意見も参考にする。

基本施策 5 誰一人取り残さない教育

■成果指標

指 標	現状値(令和 7 年度)	目標値(令和 12 年度)
「これまでに受けた授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (全国・学力学習状況調査)	小 6 82.4% 中 3 76.4%	小 6 90.0% 中 3 85.0%

■主な取組

◇インクルーシブ教育システムの構築をめざす取組

① それぞれの学びの場に応じた指導・支援の充実【全】 [取組事項一覧](#)

それぞれの障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた個別の教育的ニーズに応えるため、通常の学級、通級による指導、支援学級、支援学校といった「多様な学びの場」において、「自立活動」を核として、指導内容や指導方法の工夫、切れめない支援の実施、合理的配慮の提供及び基礎的環境整備の充実を、計画的・組織的に行う。

② 通級指導教室と通常の学級が連携した指導の充実【小中】

通級指導教室での指導・支援を一層充実させ、通常の学級担任や保護者との連携を強化し、学校全体で発達障害のあるこどもを支える体制を構築する。

③ 特別支援教育コーディネーターを核とした校内外委員会の機能の充実【全】 [取組事項一覧](#)

特別支援教育を推進するために校内外委員会を設置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を組織的に把握する。特別支援教育コーディネーターは校内外委員会の運営・推進、関係機関との連携を担い、保護者にその存在を周知し、相談窓口として対応する。校内外委員会では、特別支援教育コーディネーターが中心となり、障害のあるこどもに対する具体的な支援の方法や合理的配慮の提供等を検討する。

④ 就学相談・進学相談の充実【小中】

小学校を窓口とする就学相談及び中学校への進学相談を実施する。中学校への進学相談は、小中連携に基づく情報共有及び相談を実施する。切れめない支援のため、いずれの相談においても、教職員とこども及びその保護者との信頼関係を構築し、互いに理解し合うことを心がけながら丁寧な話し合いによる合意形成や支援の充実に努める。

⑤ 支援学校との交流及び共同学習の促進【小中支】

支援学校に在籍するこどもの居住地校交流を推進し、各小中学校と支援学校との交流及び共同学習を促進する。

◇特別支援教育における教員の専門性や指導力の向上

① 障害のあるこどもの理解、適切な指導や必要な支援の充実【全】 [取組事項一覧](#)

特別支援教育に関する校内研修を組織的に計画し、発達障害等の理解、特別な教育的支援を必要とするこどもの在籍する学級集団への指導法など、全教職員の専門性の向上に努める。

② 支援学校のセンター的機能の発揮・活用【全】

支援学校の専門的な知識や技能を活かし、地域における特別支援教育の充実に努める。各幼小中高の各学校園は、このセンター的機能の一つである教育相談を活用し、障害のあるこどもの教育的ニーズに対応する。また、教員の特別支援教育に対する理解を深めるために支援学校と連携する。

◇不登校や病気療養児童生徒等への支援の充実

① 不登校のこどもへの効果的な支援【小中高支】 ☞取組事項一覧

不登校児童生徒数の減少に向け、新たな不登校が生じない魅力ある学校の実現を行い、不登校を長期化させないための初期対応の充実、長期的に欠席しているこどもへの社会的自立をめざした支援を強化する。

不登校の児童生徒への効果的な支援として、「どの子もわかる授業改善」に取り組み、児童生徒との信頼関係を築くことや児童生徒相互の望ましい人間関係を育てることを通して、安心して学ぶことができる居場所の確保のための取組を進める。

また、不登校の兆候がある児童生徒や長期的に欠席している児童生徒が、どのような状態にあり、どのような支援を必要としているか、「不登校対策委員会」等で見極めを行い、「だれが・いつ・どのような関わりをすべきか」について検討する。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、アセスメントを行った上で、適切かつ迅速に対応し、組織的かつ継続的な支援体制を整える。なお、不登校の要因として虐待があるにもかかわらず、適切な対応が滞り、かけがえのない命をなくしている事象が生起していることを踏まえ、欠席理由に注意を払い、虐待が疑われる場合は迅速に対応する。

特に、中学校1年で増加する不登校に対しては、小学校6年以前の状況にも着目し、小学校が把握している欠席や別室登校等の状況を中学校と十分に共有するなど、小中や、区役所等と連携し、不登校の児童生徒への効果的な支援に取り組む。

長期の対応が必要な場合では、段階的な指導の必要性を保護者に十分説明し、理解を得ながら、スペシャルサポートルームにおける支援や家庭訪問等に加え、ICTを活用した学びの支援や、学校外の公的施設（教育支援教室、区の居場所等）や民間施設（フリースクール等）の活用等を検討する。その際、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路等を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす。

また、不登校の児童生徒に対する多様な学びの場の確保及び充実に図る「子どもたちの未来のために～Change & Challenge～」を踏まえ、関係機関と連携し、不登校により学びにアクセスできない児童生徒たちをゼロにすることを目標とし、学校や教育委員会だけにとどまらず、本市全体で不登校の状態に対して向き合い、状況に応じた取組を推進する。

◇スペシャルサポートルームの充実

① 学校内で安心して学ぶことができる居場所の充実【小中】

自身のクラス以外で過ごしたいと思う児童生徒等については、安心して生活し、学習できる居場所を早期に提供することが効果的であることから、こどもや学校の状況に応じた対応ができるよう、スペシャルサポートルームの充実に図る。

◇日本語指導体制の充実

① 日本語指導担当教員を中心とした指導体制の充実【小中】

日本語指導が必要な児童生徒の把握、指導に関する計画等、日本語指導担当が中心となり、「特別の教育課程」を編成する。また、国際理解教育担当や担任等と連携し、外国人児童生徒等への指導や支援に努める。

基本施策 6 こどもの安全・安心

■成果指標

指 標	現状値(令和 7 年度)	目標値(令和 12 年度)
「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる（当てはまる・どちらかといえど当てはまる）」と答えた児童生徒の割合 (全国・学力学習状況調査)	小 6 74.8% 中 3 79.6%	小 6 80.0% 中 3 85.0%

■主な取組

◇いじめの未然防止と対応の徹底

① いじめの未然防止【小中高支】 ☞取組事項一覧

「いじめは重大な人権侵害であり決して許されない行為である」「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」「いじめの積極的な認知はいじめ対応の第一歩である」との認識のもと、「学校いじめ防止基本方針」を全教職員が十分理解し、いじめの未然防止・早期発見に努め、初期段階から組織的に対応する。また、いじめ未然防止教育の一環として、子どもたち自身がいじめ防止対策推進法におけるいじめについて考え、いじめの適切な捉えやSOSの発信、いじめを生まない態度を学習することを目的とした「いじめ防止授業」を実施する。

② いじめ対応の徹底【小中高支】 ☞取組事項一覧

いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、被害児童生徒や保護者の思いに寄り添い、被害児童生徒を守り通す。その際、個々の教職員のみで対応したり、放置したりすることのないよう、「学校いじめ防止等対策委員会」において情報共有し、事実関係を的確に把握した上で、いじめに当たるか否かの判断を組織的に行い、支援内容等の検討まで行う。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にするのではなく、いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立って行う。いじめの定義に該当する場合は、いじめ防止対策推進法に基づいて対応する。なお、収集した情報は必ずいじめ認知共有システム（i システム）に記録し、複数の教職員が個別に把握した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の形成を旨とした教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。加害児童生徒はストレスや課題を抱えていることが多いため、背景の要因に着目する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とせず、いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続し、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうかで判断する。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。また、いじめが解消している状態に至った後も、日常的に注意深く観察する。

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に相当する場合は、「重大事態」として事実関係を明確にするための調査を行う。

また、被害児童生徒又は保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった時は、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。被害児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が知りえない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

③ 「学校いじめ防止基本方針」や学校のいじめ防止等の取組の検証と見直し【小中高支】☞取組事項一覧

学校におけるいじめの防止等の取組を「学校力向上プラン」の評価項目に位置付ける。

「学校いじめ防止基本方針」を各学校のホームページに掲載し、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。また、「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ防止等対策委員会」を中心に点検し、毎年度見直す。

なお、児童生徒も含め、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な参画につながるよう留意する。

④ 「いじめの防止等の対策のための組織」を中核とした組織的に対応できる生徒指導体制の確立

【小中高支】☞取組事項一覧

学校におけるいじめの防止等を確実に実施するため、管理職や生徒指導主事・養護教諭・学年主任等で構成した「学校いじめ防止等対策委員会」を置き、組織的に対応する。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知識や経験を有する人材に参画を求める。

◇性暴力被害の防止

① 性に関して被害者にも加害者にも傍観者にもならないための取組の強化【全】

スマートフォン・携帯電話等を介して、子どもたちが被害者や加害者、傍観者となる事案が増加しており、教職員は「子どもたちが多くのネット危機にさらされている」ことを認識する。

子どもたちは、大人の知らない所で、知らない時間帯に SNS を使用することにより、被害者や加害者、傍観者になってしまう現状があり、そのような現状から子どもたちを守るため、学校・保護者・スクールカウンセラーや警察等との協力による迅速な対応が必要となる。

「事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集」等を活用し、より一層の啓発を行う。

② 性暴力（性的虐待を含む）被害防止に向けた取組と対応【全】

性暴力は身近に起こりうる危機であり、また重大な人権侵害であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化する。

性的虐待やデート DV、性暴力の被害を認知した時には、被害に遭った子どもはもちろん、家族にも十分に配慮し対応を行う。また、学校のみで対応するのではなく、関係機関等と速やかに連携するなどの対応が不可欠であるため、全教職員が性暴力や性的虐待に関する事象についての正しい知識や対応方法を習得する。その際、堺市立学校園性暴力防止ガイドライン「性暴力を許さないために～わたしたちができること～」を活用する。

性暴力に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるため、子ども・保護者に対しては、校内の相談窓口の周知を徹底し、専門機関等へ相談するための連絡先が記載されたプリントやカード等を配付し周知する。

③ デート DV 防止に向けた取組【中高】☞取組事項一覧

教職員の性暴力に対する認識を高め、「デート DV 防止研修」を通して正しい知識を身につけ、「デート DV 防止啓発冊子」（中学校 3 年生、高校 3 年生配付）を有効に活用し、生徒や保護者等からの相談などに適切に対応し、指導・助言を行う。

④ 「生命(いのち)の安全教育」による未然防止教育【全】

性犯罪・性暴力根絶のため、また、すべての子どもが性犯罪・性暴力に対して適切な行動を取れる力を身につけるために、「生命(いのち)の安全教育」を実施する。

◇児童虐待への迅速かつ適切な対応

① 児童虐待への迅速かつ適切な対応【全】 ☞取組事項一覧

教職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを再認識する。虐待が疑われる場合には速やかに各区子育て支援課等へ通告するなど、虐待の早期発見、早期対応、継続した見守りや対応に努める。

また、虐待が疑われるこどもについては、学校全体でこどもの状況を把握・共有し、関係機関と速やかに連携し、適切に対応する。

虐待を受けたこどもの自立の支援等について適切に対応できるようにするために、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を活用した研修を行うなど必要な措置を講じる。

◇校内教育相談体制の充実

① こども理解に基づく指導と教育相談体制の充実【小中高】

こどもの問題行動や不登校の背景には多くの場合、心の問題と家庭、友人関係等こどもの置かれている環境の問題があり、こども自身の問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、問題行動のみならず、総合的に問題を捉え対応する。

より効果的に対応していくために、教職員に加え、外部の相談機関や関係機関、地域との連携を含め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、こどもの情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、チームとして支援を行う。

◇学校安全の推進

① 学校安全計画の作成と、校内体制の構築【全】 ☞取組事項一覧

学校保健安全法第 27 条により策定・実施が義務付けられている「学校安全計画」を作成し、全教職員の共通理解を図る。また、学校安全計画に記載した内容や、取組体制が適切であるかどうか定期的に状況を振り返り、点検し、対策につなげる。

学校安全計画に基づく学校安全の活動を効果的に進めるため、校務分掌に「学校安全担当」を位置付け、安全教育・安全管理活動に組織的に取り組む。

② 安全点検の実施【全】 ☞取組事項一覧

毎月 15 日を「学校安全の日」と設定し、独自の点検項目を含めた校舎内外の施設・設備・備品等の安全点検を全教職員で確実にを行い、安全を確保する。その際、転落事故防止や不審者侵入防止の視点等を含めた「安全点検表」をもとに点検を実施する。

学校保健安全法第 28 条に基づき、学校園内の施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全確保の支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じる。学校園施設・設備における安全点検の流れについては、「堺市版学校園施設・設備における安全点検（フロー図）」を参照し、安全性の判断に迷う場合は速やかに学校施設課に相談する。

なお、大規模な改修を伴う場合等校園長が対応できない事項についても、学校施設課に速やかに報告し、適切な措置を図る。補修・改修履歴等の安全管理に関する情報は教育委員会事務局と学校園で共有する必要があり、人事異動の際にも必ず引き継ぐ。

また、通学路等地域の危険箇所についても、家庭、地域と連携して点検を行い、必要な措置を早急に講じる。

③ 事故情報や事故につながる情報（“ヒヤリハット”情報）の共有【全】 ☞取組事項一覧

学校園の敷地内において、こどもの命に関わる事故につながるおそれのある、日常的に特に気をつけなければならない点検ポイントについては、「特に気をつけてほしい重要チェックポイント」を参照し、日頃よりチェックを行う。

また、職員会議や学年会、校園内研修等様々な機会を活用し、安全点検での課題やこどもの事故につながるおそれのあるヒヤリハット事象に関する情報を全教職員で共通理解し、事故が発生しないよう安全管理に努める。

④ 不審者侵入防止に関する安全管理の徹底【全】

不審者等の学校園侵入を防止するため、日常の安全確保に加え、地域で不審者の出没情報がある場合の安全確保、校園内に侵入した場合の緊急対応等の対策について、多様な観点から検討・見直しを行う。また、不審者侵入時に備えた不審者対応訓練や不審者対応避難訓練等を、学校安全指導員又は所轄警察署に依頼して実施する。

⑤ 体育的活動や行事での事故防止【小中】

運動会・体育大会等で組体操を実施する場合、指導する教員が起こりうる危険を予測し、児童生徒の能力を考慮して、適切な指導と監督を行う義務があることを全教職員が認識する。組体操の実施の可否については、全教職員で検討し、実施する場合は安全確保を最優先に、下記の留意点を確認の上、万全の対策を講じる。

- ▶児童生徒の体力・運動能力等や体調等を十分把握した上で、児童生徒の発達段階に応じて行う。
- ▶組織的・計画的に指導し、適切な指導過程を踏まえる。
- ▶複数の教職員による指導や補助を行うことができる体制を確立する。
- ▶教職員の共通認識のもと、児童生徒と保護者の理解を得て、児童生徒の状況や天候等の環境面も考慮し、計画的に実施する。
- ▶実施前の職員会議や次年度に向けた反省の場等において、全教職員ですべての種目について点検、見直しを必ず行い、慣例化したものにならない。
- ▶児童生徒の安全を一層考慮し、タワーやピラミッドなど両足が地面に接地していない児童生徒の上に乗る技は、行わない。

⑥ 熱中症事故の防止【全】

学校園教育活動全般において「堺市学校園における熱中症対策ガイドライン」や「熱中症予防のための運動指針」等を活用し、熱中症の予防に努める。また、熱中症の危険性や対策について、児童生徒等への指導・啓発を行う。

⑦ 食物アレルギー対応委員会の設置【全】 ☞取組事項一覧

食物アレルギーを有する児童生徒等の情報を共有し、給食をはじめとして、調理実習等の食物を扱う活動において、誤食等の事故を起こさない安全管理体制を構築する。

⑧ 登下校時の交通安全や防犯に関する指導の徹底【小中】

地域の実態等に即し、防犯指導を計画的に実施する。特に、7月・12月の一斉登下校指導等を通して、こどもはもとより、保護者や地域に対しても、登下校時の安全の確保に向けた啓発を行う。また、小学校においては、「登下校防犯プラン」及び「堺市子どもにとって安全安心な環境づくりに関する協定」に基づき、各警察署との連携のため、下校時刻がわかるものを各月ごとに教育委員会に提出する。

また、こどもを交通事故の被害者にも加害者にもしないため、関係機関との連携による指導や「交通安全だより」、「交通安全教育テスト」等の資料（「グループウェア書庫」に掲載）を活用し、こどもの発達段階に応じた指導を徹底する。

⑨ 自転車の安全指導【全】

全年齢層の自転車運転者に対し、ヘルメット着用が努力義務化されたことを幼児児童生徒及び保護者へ周知するとともに、自転車での通学や部活動等の学校の管理下で自転車を使用する際は、児童生徒に対し、自らの体を守るために、ヘルメットの着用をはじめとする自転車交通ルールを遵守するよう指導する。

「改正道路交通法」(令和5年4月施行)

自転車を運転しながらスマートフォンなどを持って通話をする行為や画面を注視する行為(いわゆる「ながらスマホ」)の罰則が強化されたことを児童生徒及び保護者へ周知するとともに、傘さし運転、イヤホンやヘッドホンを使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転、2人乗り、並進運転等の危険な運転を絶対にしないよう指導する。

「改正道路交通法」(令和6年11月施行)

令和8年4月から自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度(青切符)」の導入がされ、16歳以上の運転者が対象であることを児童生徒及び保護者へ周知するとともに、近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しく、その原因として、自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあることを指導する。自転車が事故の加害側となった事例や判例を提示し、交通ルール遵守の大切さを理解させたり、自転車の安全利用を含めた「交通安全教室」を積極的に開催したりするなど、安全な自転車の乗り方指導を徹底する。

⑩ 登校時における携行品の重量に対する配慮【小】

教科書やその他教材等の携行品の重量が過重となることで、特に低学年児童の身体の健やかな発達に影響が生じるなどの懸念があることから、家庭学習で使用しない教科書や教材等は学校に保管し、また、週末や週明け・学期初めや学期末等の携行品が重なる時期については携行する荷物をできる限り分散させる等、学校で組織的に取り組む。通学距離が遠い小学校については、児童の負担がさらに増えることから、特に個々の状況を十分踏まえながら配慮する必要がある。

また、携行品の重量に対する配慮の取組を学校便り等で定期的に発信したり、通学かばんは背負い型であれば革製でも布製でも構わないことについて、新入生入学説明会等で周知したりするなど、保護者の協力も得ながら児童の負担軽減に努める。

◇安全・安心でおいしい学校給食の提供

① 安全・安心を第一に、こどもたちが楽しく食事ができるおいしい学校給食を提供【小中支】 ☞取組事項一覧

0157 堺市学童集団下痢症の発生を教訓として、「学校給食衛生管理基準」を遵守し、学校給食における安全管理を徹底する。児童生徒の喫食にあたり、食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息事故等のリスク要因について全教職員で共通理解し、未然防止策及び発生時対応を徹底する。

② 食物アレルギーを有する児童生徒の給食の安全管理を徹底【小中支】 ☞取組事項一覧

「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に沿って、学校給食における食物アレルギー対応は完全除去対応(二者択一)とし、除去食内容は市で決定する。すべての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーを正しく理解し、学級担任だけでなく、食物アレルギーを有する児童生徒、学級の児童生徒、教職員が一体となったチェック体制とし、学校全体で事故防止に取り組む。さらに、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の徹底により、食物アレルギーを有する児童生徒の誤配・誤食事故を防止し、適切な学校給食の提供を行う。

基本施策 7 持続可能な教育環境

■成果指標

指 標	現状値(令和 7 年度)	目標値(令和 12 年度)
「コンピュータなどの ICT 機器の活用に関して、学校内外において十分に必要なサポートが受けられている(そう思う・どちらかといえばそう思う)」と答えた学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小 68.5% 中 76.8%	小 95.0% 中 95.0%
学校体育館の空調(冷房)設備の設置率 (堺市教育委員会調べ)	0% (令和 6 年度)	100%

■主な取組

◇点検・保守の確実な実施

① 安全点検の実施【全】(再掲)

毎月 15 日を「学校安全の日」と設定し、独自の点検項目を含めた校舎内外の施設・設備・備品等の安全点検を全教職員で確実にを行い、安全を確保する。その際、転落事故防止や不審者侵入防止の視点等を含めた「安全点検表」をもとに点検を実施する。

学校保健安全法第 28 条に基づき、学校園内の施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全確保に支障となる事項を認めた場合には、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じる。学校園施設・設備における安全点検の流れについては、「堺市版 学校園施設・設備における安全点検(フロー図)」を参照し、安全性の判断に迷う場合は速やかに学校施設課に相談する。

なお、大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項についても、学校施設課に速やかに報告し、適切な措置を図る。補修・改修履歴等の安全管理に関する情報は教育委員会事務局と学校園で共有する必要があり、人事異動の際にも必ず引き継ぐ。

また、通学路等地域の危険箇所についても、家庭、地域と連携して点検を行い、必要な措置を早急に講じる。

② 事故情報や事故につながる情報(“ヒヤリハット”情報)の共有【全】(再掲)

学校園の敷地内において、こどもの命に関わる事故につながるおそれのある、日常的に特に気をつけなければならない点検ポイントについては、「特に気をつけてほしい重要チェックポイント」を参照し、日頃よりチェックを行う。

また、職員会議や学年会、校園内研修等様々な機会を活用し、安全点検での課題やこどもの事故につながるおそれのあるヒヤリハット事象に関する情報を全教職員で共通理解し、事故が発生しないよう安全管理に努める。

基本施策 8 学校を支える支援体制

■成果指標

指 標	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和 12 年度)
学校外で専門機関等の相談・指導等を受けている不登校児童生徒の割合 (堺市教育委員会調べ)	23.8%	34.3%

■主な取組

◇多様な専門家や関係機関による連携した支援

① 多様な専門家や関係機関との連携・協働【小中高支】

学校が抱える課題は、複雑化・困難化し、教職員だけで対応するのは質的にも量的にも難しくなっている。教職員が、法律や心理、福祉、医療などの専門家や関係機関などと連携・協働し、チームとして課題解決に取り組む体制を構築する。

特にいじめや不登校等の深刻化を防ぐには、校内での組織的な対応に加え、状況に応じて弁護士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、区役所、子ども相談所、警察等の関係機関と連携・協働する。

◇教育相談体制の充実

① 外部の相談機関等の活用【小中高】

こどもが抱える様々な課題の解決に向けては、学校や教職員だけで課題を抱え込まず、次のような外部の相談機関の紹介や活用も検討し効果的に対応していく。

面接教育相談（予約制）	▶ソフィア教育相談（270-8121） ▶ふれあい教育相談（245-2527） いずれも火～土曜日、9：00～17：30
こども電話教育相談こころホーン	24 時間 365 日受付（270-5561）
堺市 LINE 相談窓口	月・水曜日（GW、夏季、冬季休業期間は毎日実施） 17：00～21：00（受付 20：30 まで）
各区の教育相談窓口 各区企画総務課	月～金曜日、9：00～17：00

基本施策 9 社会で支えるこどもの育ち

■成果指標

指 標	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まった(そう思う・どちらかといえばそう思う)」と答えた学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 83.7% 中学校 90.7%	小学校 90.0% 中学校 94.0%
「読書は好き(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童・生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 68.6% 中3 51.8%	小6 76.0% 中3 66.0%
市立図書館における市民一人当たり年間貸出点数 (堺市教育委員会調べ)	4.6 (令和6年度)	4.8

■主な取組

◇堺版コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進

① 「堺版コミュニティ・スクール」の推進【小中】 [取組事項一覧](#)

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、学校や地域の特色を生かして、学校経営に保護者や地域住民等が参画する体制を整える。また、多様な方法で双方向に参加・支援することにより、教育力の向上を図る。

「学校協議会」を設置し、地域協働担当教員やコーディネーターを中心に積極的に地域・保護者と連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現をめざす。

◇地域住民や地域の多様な機関・団体等との連携・協働の推進

① 学校内外で実施される研修機会の活用【全】

教育委員会が主催する「地域コーディネーター育成講座」や「企業による学びの応援プログラム」の活用並びにPTA等の社会教育関係団体が実施する研修及び行事の活用によって、保護者や地域の方等、多様な主体との連携・協働に関する理解を深めることに努める。

◇放課後事業の充実

① 安全・安心が保障された放課後等の生活の場の提供【小】

こどもたちの放課後等における健全な育成を図るため、安全・安心が保障された放課後等の生活の場を提供する。そのため、放課後児童対策等事業にかかる施設の共用については、学校教育活動に支障のない範囲で活動場所の提供に努める。

第2章 教育課程の編成と実施にあたって

1 幼稚園

教育課程の編成の基本方針

各幼稚園においては、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成する。

編成にあたっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるように努める。

◆具体的なねらいと内容の設定

幼稚園生活全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験、発達の過程等を考慮して具体的なねらいと内容を設定する。

◆教育週数

教育課程に係る教育週数は特別の事情がある場合を除き 39 週を下回ってはならない。

◆教育時間

1 日の教育課程に係る教育時間は、4 時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮する。

◆指導計画の作成と評価・改善

教育課程を実施するために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら、幼児の生活に即して具体的に指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行う。また、指導の過程についての評価を行い、常に指導計画の改善を図る。

◆幼児期にふさわしい生活の展開・発達の課題に即した指導

幼児が安定した情緒の下で自己を十分に発揮し、発達に必要な体験を得ることができるよう幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにする。また、幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い多様な経過をたどることや、幼児の生活経験がそれぞれ異なることから、個々の発達の課題に即した指導を行う。

◆小学校教育との接続

幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。また、幼稚園教育で育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校との連携を図る。

◆家庭や地域社会との連携

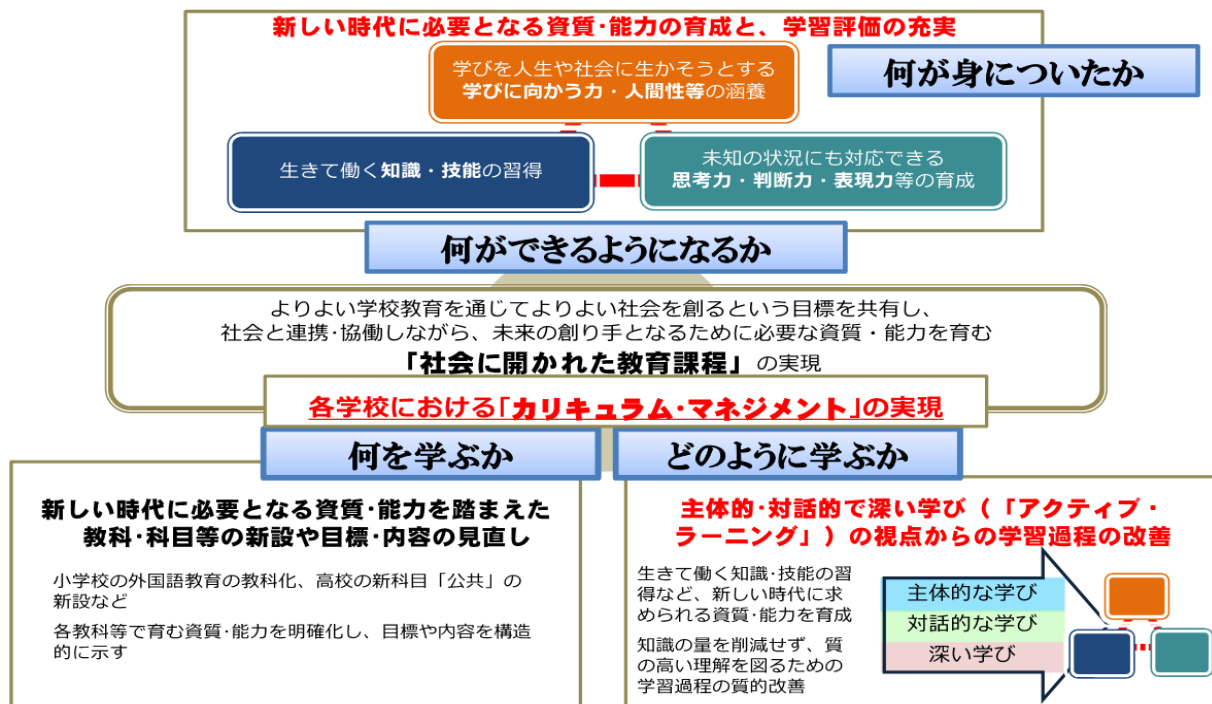
保護者と情報交換したり、保護者と幼児がともに活動したりする機会を設けるなど、家庭との連携を図り、幼児の生活がより充実したものとなるようにする。また、堺市ホームページに掲載の「わくわくスタート堺っ子」等も活用し、幼児期の教育に関する保護者の理解が深まるように配慮する。さらに、地域の人材、自然や公共施設など、地域の資源を積極的に活用することで、幼児が豊かな生活経験を得られるように工夫する。

2 小学校、中学校

教育課程の編成の基本方針

校長の責任のもと、各学校の自主・自律により、特色ある社会に開かれた教育課程の実現を図るため、児童生徒や地域社会の実情を十分踏まえ、「グランドデザイン」に基づき義務教育 9 年間を見通した教育課程を編成し、確実に実施する。また、組織的・計画的に進捗状況を確認し、不断の改善を図る。

◆各学校の特色ある開かれた教育課程の実現編成に向けて



【平成 29・30・31 年改訂学習指導要領関連資料】より

教育課程の編成に当たっては、学習指導要領で示す教科等の目標のみならず、第 4 期「未来をつくる堺教育プラン」等の本市の方針を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にする。その際、教育目標に照らしながら各教科等の授業のねらいを改善したり、教育課程の実施状況を評価したりすることが可能となるよう、幼児期からつながる義務教育 9 年間を見通した学校教育全体及び教科等の指導を通じてどのような資質・能力をめざすのかを明らかにし、学校・地域の実態やねらいを十分に反映した具体性のある教育目標を策定する。

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、めざすべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくために、各学校の教育目標を含めた特色ある教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有する。

◆各学校の教育の質の向上を図る、カリキュラム・マネジメントの充実

〈カリキュラム・マネジメント〉

- ①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てる。
- ②教育課程の実施状況を評価してその改善を図る。
- ③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図る。

以上 3 点を通して、幼児期からつながる義務教育 9 年間を見通した教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る。

また、各学年・各教科等の年間指導（評価）計画に基づき、少なくとも月ごとの学習指導内容の進捗状況や授業時数の確保状況を、点検し把握する。把握した実施状況により、年間指導（評価）計画を見直すなど、指導す

べき内容を指導できる時間の授業時数を確保するための校内体制を確立するなど、学校組織として取り組む。教育課程の実施状況を定期的に把握し、年間標準授業時数の確保に努める。

計画段階において、児童生徒の学習内容の定着状況や学年閉鎖等を鑑みて、適度な余剰時数を確保することは必要であるが、年間標準授業時数を大幅に上回って計画することのないように留意すること。

◆学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、幼児教育、小学校教育、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫する。

その際、小学校においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫し、幼稚園教育要領に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施するよう配慮する。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行う。

中学校においては、小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することをめざす資質・能力を、生徒が確実に身につけることができるよう工夫する。

◆学習評価

▶目標に準拠した評価の適切な実施

「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を観点別学習状況の評価の観点とする。

また、評価した結果から、指導のねらいの達成状況をふりかえり、授業の改善につながるよう学習指導と学習評価を一連のものとして実施する。なお、評価に関する資料は、重要な個人情報であるため、取扱いには細心の注意を払う。

▶妥当性・信頼性の高い学習評価の実施

妥当性・信頼性の高い学習評価にするため、学期末等の機会を捉えて、組織的・計画的に評価結果（設定した評価規準や判断基準、評価方法等を含む）を見直す機会を設ける。

また、あらかじめ設定した学習評価の判断基準や評価方法については、教員間で共通理解し、子どもや保護者へ周知する。学習評価の結果については、評価資料や懇談等を通して、子どもや保護者への説明責任を果たす。

国 語

◆適切な年間指導計画の作成と確実な実施

国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっており、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、資質・能力の定着を図ることを基本としている。

このことから、学習指導要領に示された指導事項を確実に漏れなく指導するために、年間を見通して、指導事項を指導計画に適切に位置付け、子どもが学びの実感をもてるように指導する。

◆言語活動を通じた資質・能力の育成

言語能力を育成する中心的な役割を担う国語科においては、言葉による見方・考え方を働かせた言語活動を通して指導事項を指導する。また、単元の目標の実現にむけて、学習指導要領解説に示された言語活動例を参考にしながら、児童生徒の実態に応じて、言語活動を設定する。

言語活動の設定にあたっては、児童生徒が言語活動に興味をもてるようにしたり、身につけたい資質・能力に合わせて思考・判断・表現できるようにしたりすることや、目的に沿って試行錯誤しながら自らの学習を調整できるように配慮する等、教員は教材との出会わせ方や学習環境の設定などの環境整備において創意工夫する。

◆硬筆及び毛筆を使用する書写の指導の確実な実施

硬筆を使用する書写の指導は、小中学校ともに、各学年で行う。

毛筆を使用する書写の指導は、小学校においては第3学年以上の各学年で、中学校においては各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導する。なお、中学校においては、毛筆を使用する書写の指導と硬筆を使用する書写の指導との時数の割合は、学校及び生徒の実態に即して、適切に設定する。

また、筆ペンのみを使用した書写の指導を、毛筆を使用する書写の指導とみなすことはできない。

◆各領域等における配当授業時数

	小学校			中学校		
	第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年	第1学年	第2学年	第3学年
話すこと・聞くこと	年間35単位 時間程度	年間30単位 時間程度	年間25単位 時間程度	年間15～25単位 時間程度		年間10～20単位 時間程度
書くこと	年間100単位 時間程度	年間85単位 時間程度	年間55単位 時間程度	年間30～40単位 時間程度		年間20～30単位 時間程度
読むこと	年間171～180 単位時間程度	年間100単位 時間程度	年間65単位 時間程度	年間55～75単位 時間程度		年間45～65単位 時間程度
書 写	※硬筆を使用する書写の指導を実施するが、学習指導要領解説に授業時数の示しはない。		年間30単位時間程度	年間20単位 時間程度		年間10単位 時間程度

社 会

中学校における指導

◆並行学習の実施

第1学年、第2学年を通じて、地理的分野、歴史的分野について並行して学習を行う。なお、地理的分野の学習は第2学年で終了し、歴史的分野の学習については、第3学年で歴史的分野を40単位時間程度学習した後、公民的分野の学習を行う。なお、並行学習を行うにあたって、年度当初に、単元や期間等で各分野の切り替えを計画する等、年間を見通した指導計画を作成する。

◆副読本「わたしたちの堺」の活用

学習指導要領に基づき、堺市中学校社会科副読本「わたしたちの堺」(デジタル版を含む)を活用した学習を進める。

- (例) ▶地域の課題を追究したり解決したりする活動の中で、観察や野外調査の見通しをもたせる際に活用したり、記載の地形図や主題図、グラフや表などの資料を調査対象として扱ったりする。
- ▶身近な地域の歴史学習を通して、堺に受けつがれてきた伝統や文化への関心をもち身近な地域の歴史的な特徴を多面的・多角的に考察し表現する活動の中で、記載されている資料を活用する。
- ▶地方自治の基本的な考え方について理解する活動の中で、住民の権利や義務に関連付けて記載されている堺の政治や選挙の仕組み、歳出や歳入の状況などの資料を活用する。

◆主権者教育の充実

主権者教育は、単に選挙制度や政治の仕組みを理解させるだけでなく、社会の一員として主体的に考え、判断し、行動する力を育成することが目的である。学習方法、学習内容の工夫を図りながら、生徒が社会の一員としての自覚を持ち、民主主義を支える行動を主体的に選択できる力を育成する授業の実現をめざす。

理 科

◆観察・実験の充実

理科では、観察・実験を行うこと等を通して、科学的に問題解決・探究する力を育成するため、教科書に掲載されている観察・実験の内容を参考にし、児童生徒の観察・実験の充実に努める。

観察・実験の代替として、コンピュータや情報通信ネットワークを活用するのではなく、観察・実験を支援する有用な道具として、観察・実験の目的に応じた適切な ICT の活用に努める。

◆観察・実験中の安全の確保

観察・実験の指導に当たっては、以下のとおり事故防止に十分留意する。

- ▶安全に関する研修を受講したり、「堺市立小・中学校における理科試薬の管理と取扱いについて（「グループウェア書庫」に掲載）」等を活用したりして、校内で観察・実験に関する留意点等について共有する。
- ▶日頃から理科室内を整理整頓し、器具等の点検、整備を行うことや児童生徒への安全指導を徹底する。
- ▶観察・実験の安全を確保するために予備実験を行い、起こりうる危険を予見し、未然に防ぐための工夫や配慮をする。
- ▶児童生徒に観察・実験のねらいを十分把握させるとともに、器具の使用法や注意点等の指導を行う。また、保護眼鏡の着用等により安全の確保に努める。

◆試薬類の適正な管理

定期的な数量の確認及び簿冊等による確実な管理を行う。

適正な管理、取り扱いを行い、購入や調製は必要な物、必要な量にとどめる。

不要な薬品や廃液等は、適切に処理する。

◆適正な年間指導計画の作成と確実な実施

学習指導要領に示されている学習事項については、当該学年で確実に指導する。

年間指導計画の作成においては、全学年で年間を通して各分野ともにおよそ同程度の授業時数を配当する。

外国語活動及び外国語、英語

小学校における指導

◆外国語活動、外国語の指導の充実

3・4年の外国語活動では、文部科学省作成の外国語活動教材「Let's Try!」等を使用し、英語にふれる体験を通して外国語学習への興味・関心を育てる。5・6年の外国語では、実際に英語を用いた言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。

外国語教育における言語活動は、「実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う」活動であることから、具体的な目的や場面、状況を設定し、児童がそれらに応じて自分の考えや気持ちを伝え合うことができるよう指導する。英語を用いているが、考えや気持ちなどを伝え合う要素がない活動や日本語だけで情報を整理しながら

考えなどを形成する活動は、外国語教育における言語活動に当たらないため、発音練習や歌、英語の文字を機械的に書く活動は言語活動でなく、練習である。練習は言語活動を成立させるために重要であるが、練習だけで終わることがないように留意する。

◆中学校区での連携の推進

校区内小学校での授業の実施や、小学校間および小中学校間で指導計画の作成や研修等について連携を図ることにより、中学校英語へ円滑に移行できるようにする。

◆適切な評価の実施

指導と評価の一体化を進めるためにも、各学校で卒業時や学年ごとの目標を適切に定め、「CAN-DO リスト」として設定する。また、設定した目標に対し、児童の「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [発表] [やり取り]」、「書くこと」の力がどの程度育成されたかを把握するために、パフォーマンステスト等を実施する。

中学校における指導

◆言語活動を通じた英語指導の充実

語彙、表現などについては、言語活動の中で繰り返し活用し、話したり書いたりして表現できるよう定着をめざす。

言語活動では具体的な課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現文法の知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用できるよう工夫する。なお、対話的な言語活動を一層重視する観点から「話すこと [やり取り]」の領域の指導を確実にを行い、即興で情報を交換したり、お互いの考えや気持ちなどを伝え合ったりすることができるよう指導する。

また、生徒が英語に触れる機会の充実を図るとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすることに留意する。

◆「CAN-DO リスト」の形での学習到達目標の設定

小中学校の接続を重視するとともに、学びの連続性を意識した指導をするために、CAN-DO リストを作成する。CAN-DO リストの作成にあたっては、学習到達目標と年間及び単元の指導と評価の計画を関連づけておくことが重要である。学習指導要領には、領域別の目標が明確に示されており、その目標と関連付けられた学習到達目標とする必要がある。CAN-DO リストの活用で、次のような効果がある。

- ▶学習到達目標が明確になることで、その情報を生徒や保護者と共有することで授業のねらいが明確になるとともに、生徒への適切な指導を行うことができる。
- ▶「知識及び技能」の習得とそれを活用してコミュニケーションが図ることができるよう、五つの領域にわたる総合的な資質・能力の育成が期待される。
- ▶実際の授業における言語活動の計画や言語活動を効果的に行うための教材の準備、指導方法や評価方法を教員間で共通理解を図り、均質的な指導を行うことができる。
- ▶パフォーマンス評価により、「言語を用いて何ができるか」という観点から評価することが期待でき、更なる指導と評価の一体化とその改善につなげることができる。

特別の教科 道徳

◆道徳教育の要としての道徳科の充実

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）を位置付け、道徳的諸価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

◆組織的な道徳教育の推進

校長の明確な方針及びリーダーシップのもと、道徳教育推進教師を中心とした全教職員による機能的な指導体制を確立し、道徳教育を推進する。

◆実効性のある全体計画の作成

地域、こどもの実態と課題、保護者・教員の願いを踏まえて、「めざす子ども像」を明確にし、道徳教育重点目標を定め、全体計画を作成する。

また、各教科と道徳教育の関連を図った指導が行えるよう、全体計画の別葉を活用し、計画する。

◆指導の工夫・改善と評価

指導にあたっては、年間 35 単位時間（小学校第 1 学年は 34 単位時間）を確保し、全体計画に基づいて、すべての内容項目を取りあげて指導する。また、重点目標等に関わる内容項目を複数回にわたって指導するなど、工夫・改善を図る。

また、道徳科の授業を通して、学習状況や道徳性にかかる成長の様子を評価し、こどもを認め励ます個人内評価をすすめ、次の授業改善に活かすことができるよう工夫する。

総合的な学習の時間

◆探究的な学びをめざして、以下の過程で学習を進める

【課題の設定】

体験活動等を通して、課題を設定し課題意識を持つ。

【情報の収集】

必要な情報を取り出したり収集したりする。

【整理・分析】

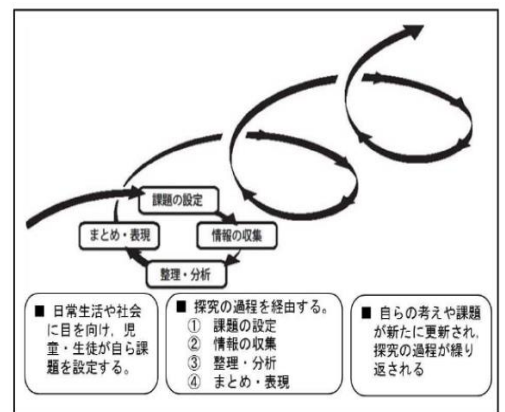
収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。

【まとめ・表現】

気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。

※配慮事項

- ・言語により分析し、まとめたり表現したりすること(レポート・プレゼン・報告会)。
- ・比較する、分類する等の「考えるための技法」(思考ツール等)を活用する。



【中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 総合的な学習の時間編】より

◆他者と協働して主体的に取り組む学習活動にするために①～③を大切にする

- ①多様な情報の収集に触れる
- ②異なる視点から検討できるようにする
- ③地域の人と交流したり友達と一緒に学習したりする

体験活動や表現活動を大切にし、他者と共に学ぶことで個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。

◆全体計画と年間指導計画の見直し・改善と適切な評価の実施

各学校の学校教育目標を踏まえ、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成をめざす具体的な資質・能力」を設定する。また、それに基づき、年間指導計画を作成し、適宜見直し・改善を図る。

「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三観点に整理して、指導と評価の一体化を図る。

特別活動

◆特別活動の「全体計画」と「各活動・学校行事の年間指導計画」の作成

特別活動の「全体計画」と「各活動及び学校行事の年間指導計画」を作成する。

特別活動については、教科のように具体的な内容までは示されていないなどの弾力性を積極的に生かし、各学校において特色ある指導計画を作成する。そのためには、まず、地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、学校としての基本的な指導構想を明確にし、それに即した創意ある計画を立てる。

◆特別活動の授業時数

「学級活動」（学校給食に係るものを除く）の授業時数は、年間 35 単位時間（小学校第 1 学年は 34 単位時間）である。「学級活動」と密接に関連するものであっても、他の教育活動（「児童会・生徒会活動」、「学校行事」等）については、「学級活動」の目標やねらいの達成をめざすものではないので、「学級活動」の授業時数とは、明確に区別する。

「児童会・生徒会活動」及び「学校行事」は、地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、それぞれの目標やねらいが十分に達成できるようによく検討した上で、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を設定する。

小学校の「クラブ活動」は、主として第 4 学年以上の同好の児童をもって組織し、目標やねらいが十分に達成できるようによく検討した上で、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を設定する。（小規模校においては、第 3 学年以下の学年からの実施も考えられる。）

◆主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

特別活動は、様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活をめざして様々に行われる活動の総体であることから、特に、学級活動においては、「①問題の発見・確認→②話し合い→③合意形成・意思決定→④実践→⑤振り返り」の一連の学習過程を重視する。

◆総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

学習指導要領総則第 1 章第 2 の 3(2)エに、「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」とある。これは、特別活動における体験活動を実施したことにより、総合的な学習の時間の代替を認めるものではないことに留意する。

◆儀式的行事の意義

入学式や卒業式等の儀式的行事は、学校生活に有意義な変化や区切りを付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにする。

◆遠足・旅行・集団宿泊的行事実施上の留意点

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くな

どの集団生活の在り方や公衆道徳等について体験を積む活動を行う。その際には、こどもの心身の発達段階、安全、環境、交通事情、経済的な負担、天候、不測の事故、事故の発生時における対応策などに十分配慮する。

特に、食物アレルギーを有するこどもについては、「学校生活管理指導表」等に基づき、教職員全員が十分に把握し、間食等についても十分注意する。

◆国旗及び国歌の指導

こどもたちが信頼される日本人として成長していくために、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てる。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式等における国旗掲揚・国歌斉唱については、以下のとおり適切に実施する。

国旗掲揚（壇上に吊り下げ）	国歌斉唱（全員起立 式次第に明記）
---------------	-------------------

小学校では、社会科において意義を理解させ、これらを尊重する態度を育てる。音楽科においては、国歌「君が代」を、いずれの学年においても歌えるよう、年間指導計画に位置付け、適切に指導する。

中学校では、社会科および特別活動等において、国旗及び国歌に対する理解と尊重する態度を育てる。

◆適切な評価の実施

特別活動の評価にあたっては、各学校が定めた特別活動全体に係る評価の観点に照らし、各活動・学校行事におけるそれぞれのこどもの学習状況の顕著な事項について記入するなど、こどもにどのような力が身についたかを評価する。

評価にあたっては、こどもの自己評価や相互評価等を参考にしたり、教員間で情報を共有したりするなどして、こどもそれぞれのよさや可能性の発見に努め、指導の改善に生かす。

3 高等学校

教育課程の編成の基本方針

学習指導要領に基づき、個々の社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力や実践的態度を育成すべく、適切な教育課程及びシラバスを編成し、生徒のキャリア発達を促す教育を推進する。

◆教育課程の編成等

生徒の能力・適正、興味・関心、進路希望等に応じた特色ある教育課程の編成・実施に努める。また、専門教育を通して生徒それぞれの個性の伸長を図り、豊かな人間性や社会性、国際社会の一員としての自覚を育成する。

教育計画の作成にあたっては、育てようとする生徒像を示すなど、学校としてめざす教育を明らかにし、学校の特色を踏まえた具体的な目標を設定する。保護者等に対して、教育計画やその達成状況について機会をとらえて説明し、理解を得るよう努める。

スクール・ポリシーを起点としたカリキュラム・マネジメントを適切に行い、教育課程や個々の授業等について、組織的かつ計画的に実施し、改善を図る。

◆学習指導

学習指導要領の趣旨を踏まえて、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、実践的、体験的な学習を取り入れる。また、生徒の実態に応じて、学習内容を精査し、指導方法の工夫改善に努める。また、授業日数及び各教科・科目等の授業時数を確保し、生徒が希望する進路にすすむことができるよう、充実した教育活動を実施する。

道徳的実践力を高め、自他の生命を尊重する精神、並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

◆学習評価の適切な実施

「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を観点別学習状況の評価の観点とする。また、評価した結果から、指導のねらいの達成状況を振り返り、授業の改善につながるよう学習指導と学習評価を一連のものとして実施する。

妥当性・信頼性の高い学習評価にするため、学期末等の機会を捉えて、組織的・計画的に評価結果（設定した評価規準や判断基準、評価方法等を含む）を見直す機会を設ける。

◆定時制教育

生徒の多様な教育的ニーズに配慮し、社会の変化に対応した指導が行えるよう、教育内容の精選と指導方法の工夫・改善に努める。職場や家庭と連携をとりながら、生徒それぞれに対しカウンセリングマインドのある指導を行う。

4 支援学校

教育課程の編成の基本方針

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識・技能・態度及び習慣を養う教育の推進に努める。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえ、教育課程を適切に編成し、実施する。

◆一貫性と系統性のある教育課程の編成と主体的な学習の推進

各教科等においては、一貫性と系統性のある教育課程を編成し、こどもが主体的に学習に取り組む態度を養うため、学習課題や活動を自己選択・自己決定する機会を設けたり、習得した知識・技能等を実際の生活の中で活用したりできるよう工夫する。

◆課題選択や自己の生き方を考える機会の充実

自立と社会参加に向け、勤労観や職業観を育成するため、こどもが豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにし、主体的な活動に関して適切な支援を行い、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成に努める。

また、進路指導をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、ガイダンス機能の充実を図る。

◆交流及び共同学習の推進

こどもの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、幼稚園や小中学校との交流及び共同学習を計画的、組織的に行う。

また、地域の人々等と活動を共にする機会を積極的に設けるなど、ともに学び、ともに育つ教育の推進に努める。

◆それぞれのこどもの障害の状況に応じた一貫した支援の充実

一貫した教育的支援を行うため、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して「個別の教育支援計画」を作成する。また、評価の方法を工夫し、こどもの成長や発達の様子を継続的・総合的にとらえるようにする。

◆指導と評価の一体化に基づく指導の充実

こどもの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のため、的確な実態把握に努め、各教科等において「個別の指導計画」を作成し、一貫性と系統性のある主体的な実践、評価、改善を学校全体として進める。

◆「自立活動」の充実

障害の重度・重複化、多様化に対応するため、自立活動においては学習指導要領の趣旨を踏まえ、こどもの障害に応じた適切な指導の充実を努める。

また、各教科等と密接な関連を保つようにし、計画的・組織的に取り組むとともに、具体的な指導方法を創意工夫し、主体的な活動を一層推進する。

◆支援学校のセンター的機能の充実

これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を活かし、特別支援教育コーディネーター等を中心に各学校園からの要請に応じ、必要な助言・支援を行い、地域における特別支援教育の充実を図る。あわせて、校外への派遣に伴う校内体制構築に努める。

外部専門家については、校内での活用を充実させ、地域支援担当教員と連携し、学校園における事例相談や教育相談等を積極的に実施する。

第3章 人権教育の推進について

1 人権教育の推進

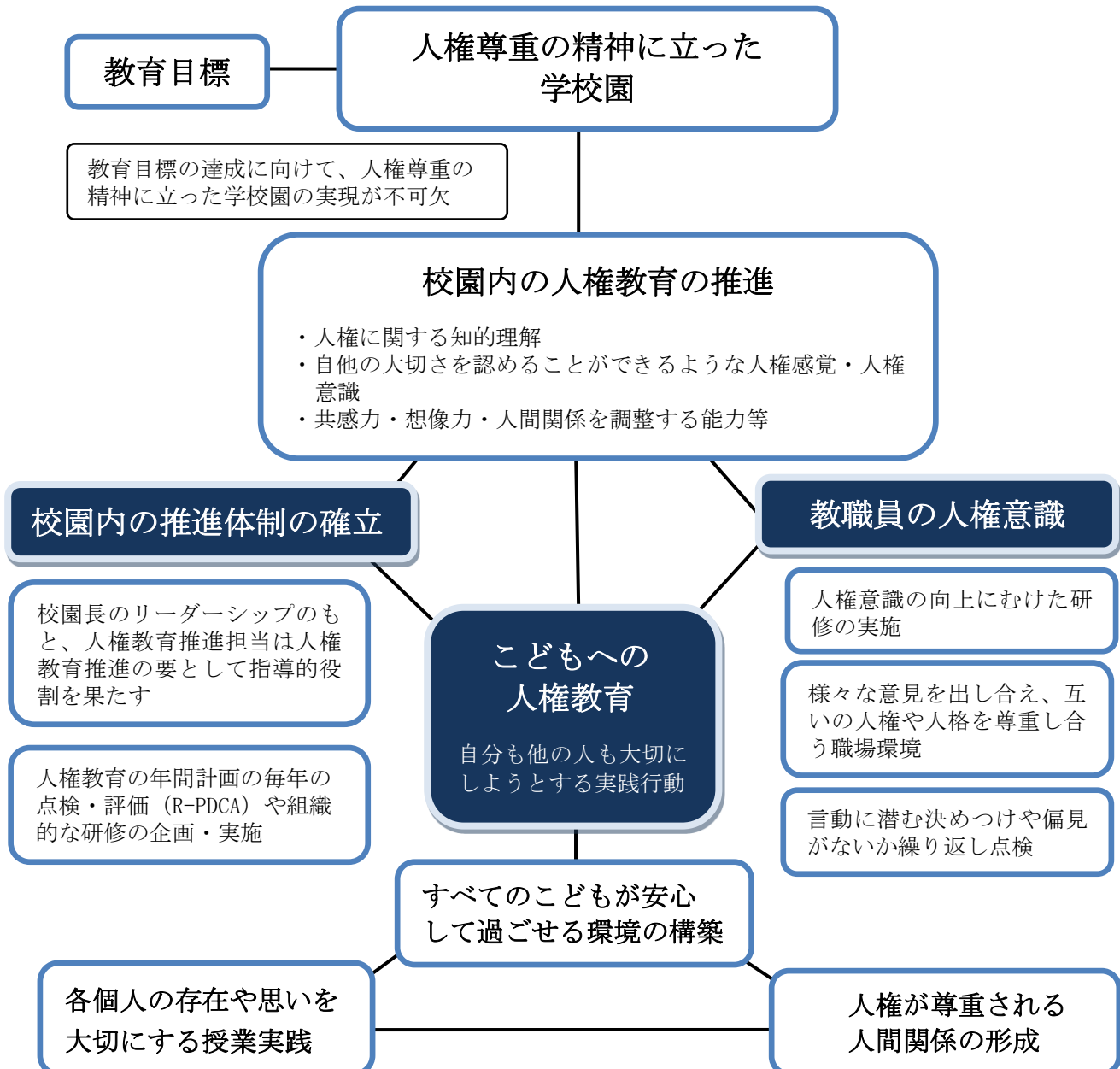
1 人権教育の目標

「児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする」（人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] より）

2 人権教育の取組方針

人権尊重の精神に立った学校園の実現

各学校園においては、「堺市人権教育推進方針」に基づき、教職員が人権尊重の理念を十分に認識し、教職員ならびに子どもたちの自らの人権意識の向上につながるよう、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校園の実現を進める。



- ▶子どもそれぞれが大切にされていることを実感できる教育実践に努める。
- ▶お互いのよさや可能性を発揮できる取組を推進し、子どもどうしが認め合える人間関係の形成を進める。
- ▶同和教育、在日外国人・国際理解教育等、個別の人権課題の解決に向けた教育を積極的に推進する。
- ▶様々な人権課題、教科等で関連する分野を取り扱う際には、それらの課題に関わる子どもがいることを前提とし、子どもの内面や背景を深く捉え、特に配慮する。
- ▶日本語指導が必要な子どもには、特別の教育課程を編成した日本語指導等を実施する。
- ▶性的指向及び性自認に対する理解を深め、指導者がよき理解者、相談者となれる言動及び実践を行う。
- ▶子どもの思いに寄り添い、丁寧な言葉づかいや態度を常に心がける。

3 教育課程編成上の留意点及び人権教育年間計画の作成

人権教育があらゆる教育活動を通じて、計画的・組織的・系統的に推進されるよう、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にし、これまでの成果や課題を踏まえた教育課程を編成することが重要である。教育課程の編成にあたっては、次の4点に留意する。

- ① 「地域の教育力」を活用する
- ② 「体験的な活動」を取り入れる
- ③ 学習形態、教育方法の工夫を行う
- ④ 人としてのあり方、生き方につながる進路学習と関連させる

人権課題の解決には、まずその課題を正しく理解することが不可欠であり、堺市では重点課題として7つの課題を設定している。これら7つの課題については、小学校・中学校ともに、少なくとも1回は必ず取り扱う。

小学校及び中学校9年間を通じて、「資質・能力に関わる子どもの具体的な姿」を設定し、義務教育9年間を見通した系統的な人権教育が実施されるよう計画する。学校園や地域の実態、児童生徒の発達段階に応じて、様々な人権にかかわる教育に積極的に取り組む。

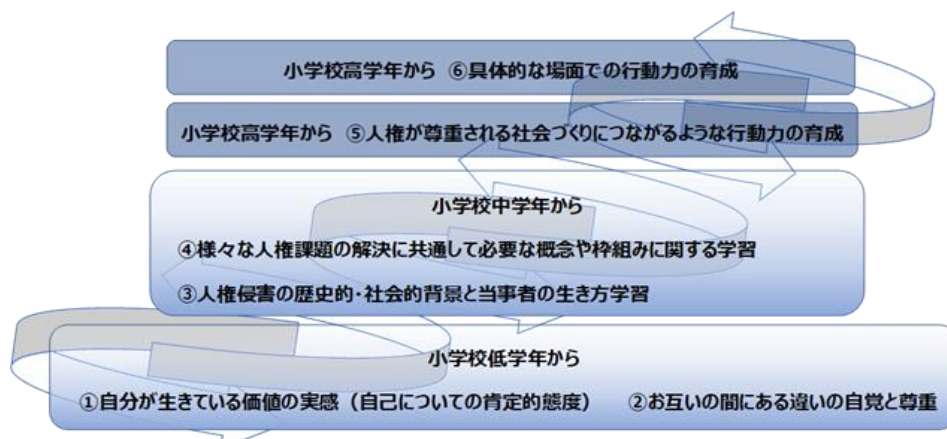
個別の人権課題の解決に向けた7つの重点課題

- ▶子どもの人権にかかわる教育
- ▶ジェンダー平等教育
- ▶在日外国人・国際理解教育
- ▶福祉教育（高齢者福祉を含む福祉全般）
- ▶性的指向及び性自認に関する人権
- ▶同和教育
- ▶障害者理解教育

人権基礎教育

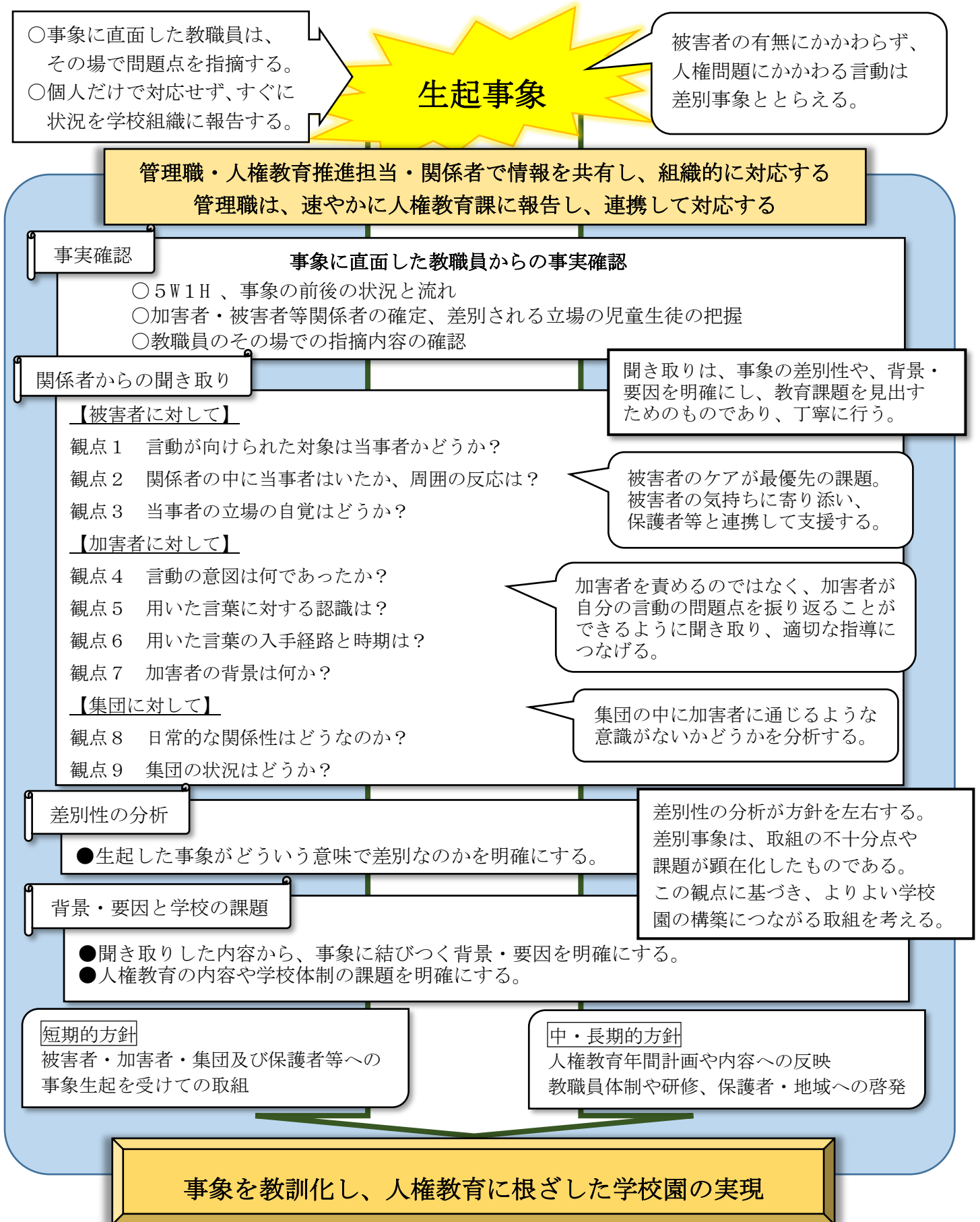
- ① 生命の大切さ・自分と家族とのかかわり（自分自身に関すること）
 - ② 自分と集団（友だち）とのかかわり
 - ③ 自分と社会（自然）とのかかわり
- ※（ ）は幼稚園

指導にあたっては、大阪府教育委員会作成「人権教育教材集・資料」や、本市作成「堺版人権教育教材集・資料集」「指導資料（人権教育研修動画・学習指導案）」等の教材を積極的に活用し、令和5年4月1日に施行された「子ども基本法」をはじめとする関係法令等も意識しながら指導する。



人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】～指導等の在り方編～参考

2 差別事象が生じた際の対応の流れ



※詳細は、グループウェア>書庫>配布文書>人権教育課>差別事象が生じた際の対応について>「学校園における人権教育推進のための資料集」を参照。

3 平和教育の推進

本市では、昭和 58(1983)年に市議会において「非核平和都市宣言」が議決され、「平和憲法と市民の平和で安全な生活を守るため、世界の人々と手をつなぎ、核兵器の完全禁止」を強く訴えてきた。また、平成 19 (2007)年に平和と人権の大切さを国内外に発信し、平和社会の実現に寄与することを目的として、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」が施行された。

平和教育は、日本国憲法の理念に基づく教育基本法及び学校教育法の根本精神を基調とし、学習指導要領に則って実施する。戦争の悲惨さや平和の尊さを学習する取組を進めることで、次代を担うこどもたちが戦争を自分事として受け止め、平和や生命の尊さを理解し、わが国の文化や伝統に誇りをもつとともに、国際社会の一員として、世界平和に貢献する資質や態度の育成をめざす。そのため、学校園の教育活動全体を通して行う。

指導上の留意点

- ◆校園長を中心として、指導内容や方法について全教職員の共通理解を図り、指導の充実に努める。
- ◆教育基本法第 14 条の規定に基づき、適切に実施し、教育の中立性を確保する。
- ◆児童生徒の発達段階に応じ、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と関連させ、校種間の連携をとりつつ、計画的・系統的に指導する。
- ◆児童生徒自らが主体的に学習に取り組むことができるよう、図書や映像資料、インターネット等を活用した情報収集、戦争体験者からの聞き取り、資料館や戦跡のフィールドワーク等の体験を重視した参加型の学習活動を積極的に取り入れる。
- ◆学習内容や諸資料の活用については、学習指導要領等の趣旨に従い、特定の見方や考え方に偏った取扱いにならないよう留意する。児童生徒自身が多面的・多角的に思考、判断ができるよう指導する。
- ◆在日外国人・国際理解教育及び環境教育等の人権教育と関連させ、内容を深めることができるよう、各学校園の実態に応じた創意工夫ある取組を行う。

※平和教育の推進に関する資料やピースメッセンジャーに関する詳細は、
グループウェア>書庫>配布文書>市民人権局人権推進課内を参照。

参考資料

1 指針掲載資料

	資料名	関連ページ	関連項目
p42	第4期未来をつくる堺教育プラン ～未来を切り拓く力の育成～	全	全
p46	「総合的な学力」について	p1, 2	◇授業改善の推進
p47	部活動の充実に向けて	p11	◇こどもの主体的なスポーツや文化芸術活動の活性化
p48	学校のきまりやルール（校則）の運用・見直し	p8	◇自らの安全を守るための教育の推進
p49	学校における調理実習の留意点	p10	◇食育の推進
p52	個人情報の徹底管理 9のポイント	p15	◇不祥事の未然防止策の徹底
p54	「0157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」の制定について	p22	◇安全・安心でおいしい学校給食の提供

2 グループウェア書庫掲載資料

資料名	関連ページ	グループウェア書庫掲載場所
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	p26	能力開発課→幼児教育グループ→幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
7つのやくそく	p3, 10, 11	能力開発課→研究グループ→7つのやくそく
堺市立学校スマホ・ネット ルール5 “まもるんやさかい”	p8	生徒指導課→まもるんやさかい
堺市版 学校園施設・設備における安全点検 (フロー図)	p20, 23	学校保健体育課→保健係・体育係→安全点検表
特に気をつけてほしい重要チェックポイント	p21, 23	学校保健体育課→保健係・体育係→安全点検表
いじめ防止基本方針	p18, 19	生徒指導課→いじめ→いじめ対応参照資料一覧
いじめ対応チェックシート	p18, 19	生徒指導課→いじめ→いじめ対応参照資料一覧
堺市立学校園性暴力防止ガイドライン	p19, 20	生徒指導課→性犯罪・性暴力防止資料

第4期未来をつくる堺教育プラン ～未来を切り拓く力の育成～

堺市の教育理念

ひとづくり・まなび・ゆめ

豊かな心のひとづくり

自分のよさや可能性を大切にし、人権意識を持ち、多様な価値観を認め、他者の立場や思いを尊重できる**豊かな心**

確かな学びの形成

自ら学び続け、他者と協働しながら、学んだことを自身の人生や社会で生かすことのできる幅広い力を形成する**確かな学び**

ゆめをはぐくむ教育の推進

自分のよさや可能性を發揮しながら、生涯にわたり、しなやかによりよく生きることにつながる、それぞれの**ゆめ**

堺市のめざす教育像

めざす子ども像

それぞれの世界へはばたく“堺っ子”

- ◆ 自分のよさを知り、人を認め、人とつながる子ども
- ◆ 堺を愛し、誇りに思い、多様な価値観や文化を尊重できる子ども
- ◆ 自ら学び続け、他者と協働し、ゆめの実現に向けて、しなやかに力強く挑戦する子ども

めざす学校像

子どもの未来をつくる学校

- ◆ 未来を切り拓く力を育む学校
- ◆ 多様性が認められ、子どもが安心して自分を表現できる学校
- ◆ 教職員がそれぞれの力を發揮し、多様な連携ができる「チーム力」のある学校

めざす教職員像

情熱・指導力・人間力を備えた教職員

- ◆ ゆめと情熱を持ち、子どもとともに成長し続ける教職員
- ◆ 自ら学び続け、確かな指導力を持つ教職員
- ◆ こどもの安全・安心を守ることができる人間力のある教職員

3つの基本的視点

(1) ウェルビーイング※

子どもや教職員等のウェルビーイングの向上をめざして、多様な取組を進めます。
※身体的・精神的・社会的に良い状態にあり、将来にわたる持続的な幸福を含む状態

(2) 教育DX

授業や校務・教務に ICT を活用することで、子どもの学びや多様な子どもへの対応の充実を図ります。また、校務・教務の効率化を進め、教職員が働きやすい環境につなげます。

(3) 堺が進める「新たな学校のあり方」

同じ中学校区にある小学校と中学校を「学校群」というひとつのチームと考え、強みや資源を共有し、自主的・自律的な学校運営をめざします。また、学校の教育課題に対して連携して取り組む仕組みを推進します。

※基本的視点はすべての基本的方向性と基本施策を貫く視点

3つの基本的方向性と9の基本施策

「ひとづくり・まなび・ゆめ」の実現に向けた3つの基本的方向性と、それらに基づく9の基本施策を示しています。

基本的方向性 1

子どもが心身を成長させ、自ら学び、考え、判断し、行動できる力を育みます

1 確かな学び

2 豊かな心

3 健やかな体

基本的方向性 2

誰一人取り残さず、子どもの学びを支えます

4 学校マネジメント力

5 誰一人取り残さない教育

6 こどもの安全・安心

基本的方向性 3

子どもを中心にすべての人が連携・協働し、学びを支える教育環境を充実させます

7 持続可能な教育環境

8 学校を支える支援体制

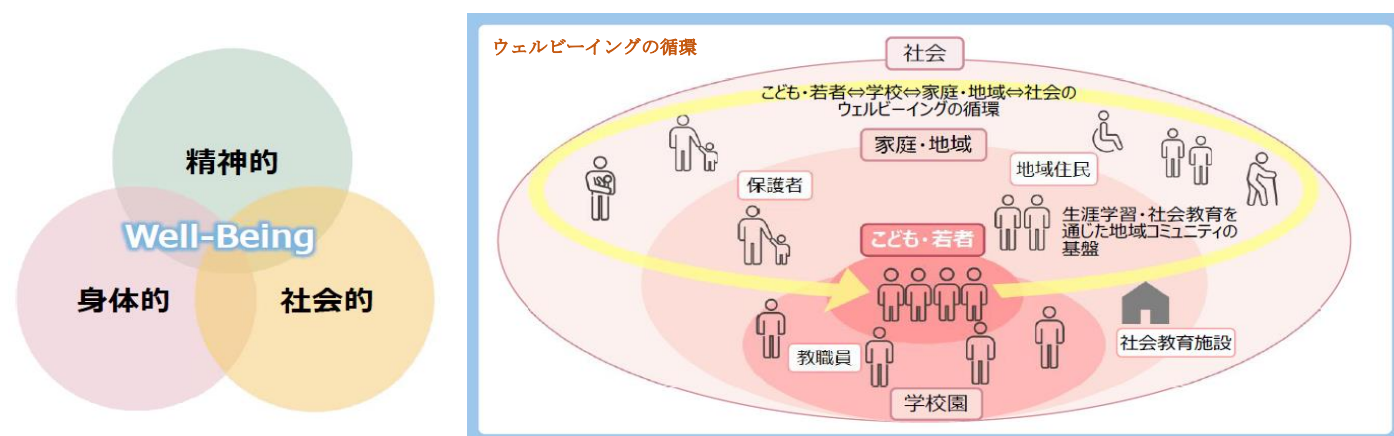
9 社会で支えるこどもの育ち

◇基本的視点(1) ウェルビーイング

◆ウェルビーイングとは

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念のことを意味する。

ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが「幸せ」や「生きがい」を感じるとともに、地域や社会が「幸せ」や「豊かさ」を感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められている。第4期教育振興基本計画では、こどものウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながり等があり、それらの環境整備のための施策を講じる視点が重要であるとされている。本市においても、これまでの堺の教育を発展的に継承し、こどもが幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくることで、誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができる教育の推進が必要である。



◆すべてのこどものウェルビーイングの実現のために

こどもが抱える課題は、社会の変化に伴い多様化・複雑化している。このような状況の中で、それぞれのこどものウェルビーイングを実現するためには、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を、個々の状況に合わせて整備することで、こどもが笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組むことができる場面を一つでも多く作り出すことが求められている。



こどもの健やかな成長

◆教職員のウェルビーイング

教職員が心身ともに健康な状態で、ウェルビーイングを確保して働くことは、教職員自身の創造性を高め、教育活動の質をより向上することができる。また、こどものウェルビーイングを高めるためには、教職員のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校園が教職員のウェルビーイングを高める場となることが重要である。そのためには、すべての教職員が心身ともに健康な状態で、安心して働くことができる職場の心理的安全性の確保が欠かせない。

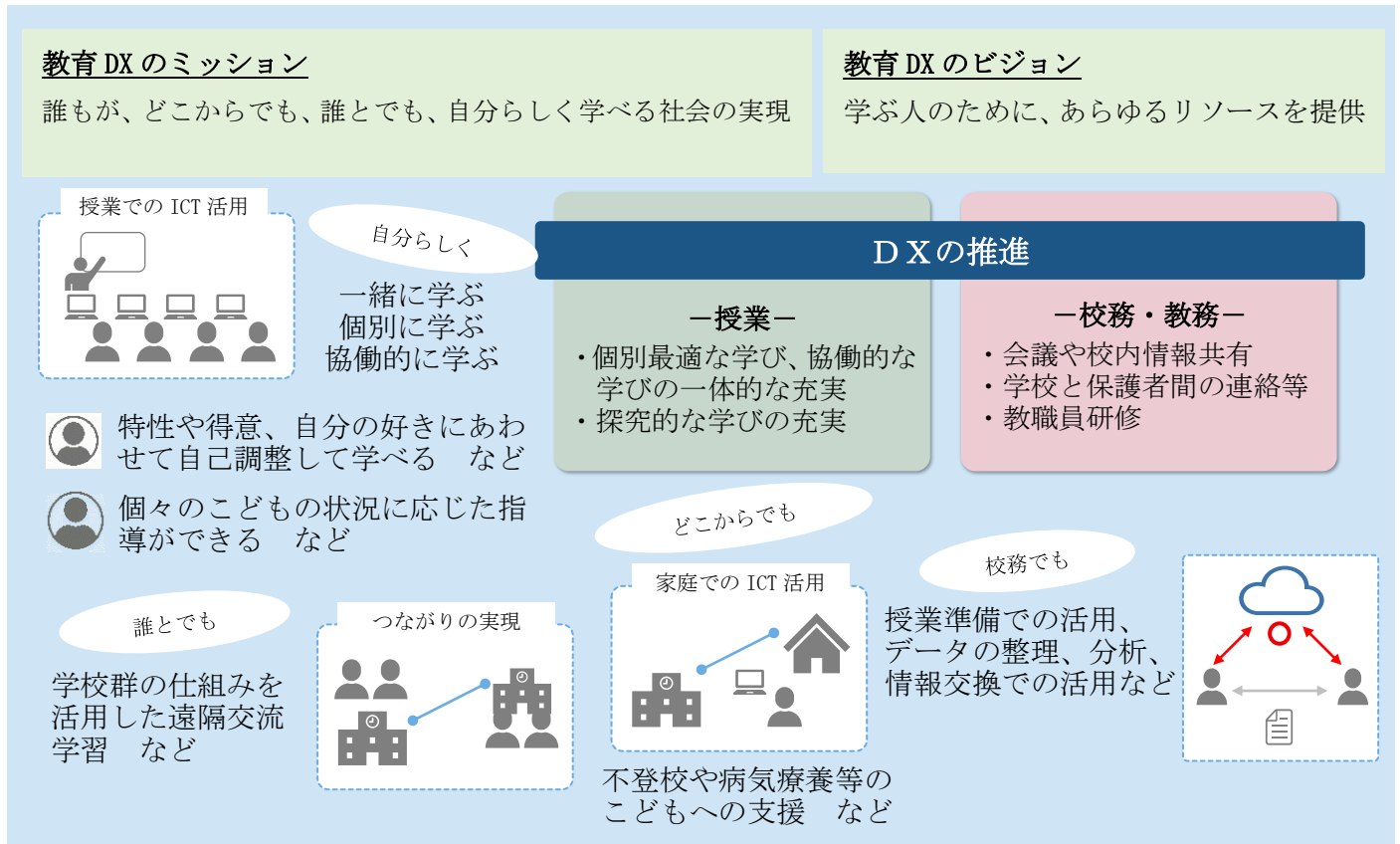


教職員の健康・安心

◇基本的視点 (2) 教育 DX

◆教育 DX とは

教育 DX は教育分野におけるデジタル・トランスフォーメーションをさし、ICT 等を活用して、今までできなかった学習や業務を実現し、時代に対応した教育を進めることである。授業や校務に ICT を活用することで、こどもの学びや多様なこどもへの対応の充実を図ります。学校園の校務・教務に ICT を活用することで効率化が進み、教職員が働きやすい環境につながる。



◆教育 DX の 3 つのポイント



よりよい授業による学びの充実

児童生徒用パソコンをはじめとする ICT を活用し、こどもの「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、こどもが主体的に考え、より深く学ぶ「探究的な学び」の充実をめざす。



個々のこどもに応じた学習保証

小さな変化や予兆を把握するための各種アンケートの実施や学びの機会を提供する授業動画の配信、学習用教材や翻訳ツールの提供など、多様なこどもへ対応できるように効果的に活用する。



働きやすく「働きがい」のある学校

校務・教務の効率化、標準化を図る。採点や授業準備・教材研究等において ICT を活用し、教職員の行う業務や事務作業等の効率化、共有化を推進する。

◇基本的視点 (3) 堺が進める「新たな学校のあり方」

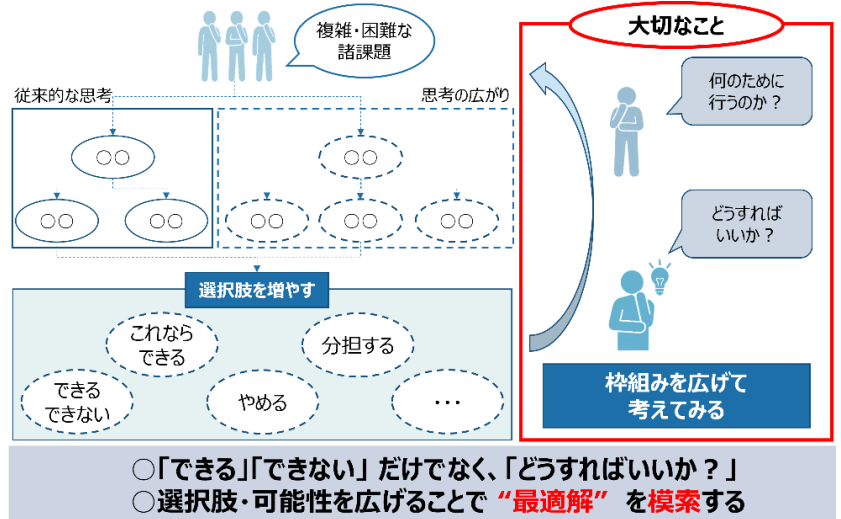
令和8年度の取組								
	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	
	定着期 ～意図的・意識的な実践～		浸透期 ～主体的な実践と工夫の広がり～			日常化へ ～あたり前として根付く～		
全ての学校	集まる“きっかけ/機会”をつくる ～組織の構築～	「振返り」と「改善」の視点による“最適解”の模索 ～より良いものをめざして～						
	課題・認識を共有し、見つめなおす ～目標の設定～							
	どんな取組を行うか一緒に考える ～取組の実践～	やりたいと思う（必要な）取組・活動の実践						
教育振興基本計画	策定	第4期 未来をつくる堺教育プラン 「新たな学校のあり方」 ～基本的方向性・基本施策を具(3)つの視点のひもと～						
第4期未来をつくる堺教育プランの計画期間を念頭に、令和8年度から12年度の5年間をめぐり、新たな学校のあり方の枠組みの定着・浸透・日常化をめざす →自主性・自律性に富んだ自立した学校へ								
	令和7年度		令和8年度					
めざす姿	基礎固め		小・小、小・小中の一体的な関わり			普段から関わりをもつ雰囲気広がる 振返りと改善の視点による最適解の模索		
組織構築	集まる“きっかけ/機会”をつくる		知る・共有する・相談する・企画立案の場面や機会として活用されつつある					
目標設定	課題・認識を共有し、見つめなおす		「めざすこども像」を共有できている					
取組実践	どんな取組を行うか一緒に考える		考えた取組が実践されはじめている ・既存取組の最適化（充実・整理） ・新しい取組の実践					

「新たな学校のあり方」について

◆施策の背景とめざす方向性

社会の急速な変化に対応するため、こどもたちの学びと育ちを支える学校は、従来の枠組みにとどまらず、多様な選択肢や可能性を検討し、柔軟に対応する力が求められている。

また、多岐にわたる課題に対して各学校の実情に応じた自主性・自律性に富んだ自立する学校運営ができる環境整備が不可欠である。学校は変化する状況に適応し、教育の質を維持・向上させるための最適解を継続的に模索することが大切である。



◆自主性・自律性に富んだ自立した学校をめざして

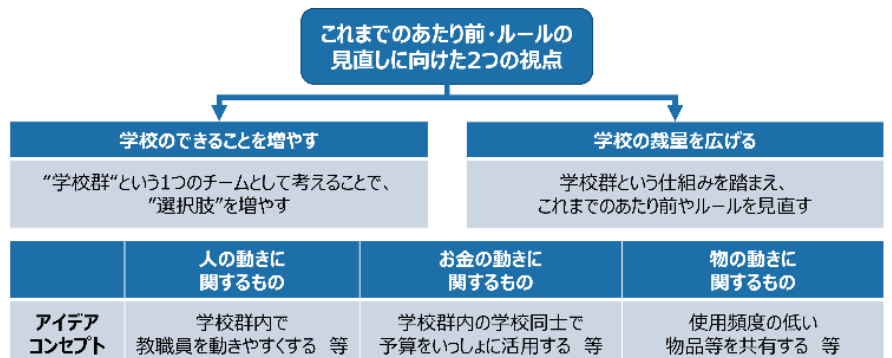
選択肢や可能性を増やすため、中学校区の小・中学校を一つのチーム（学校群）と捉え、それぞれの「強み」と「資源」を活用して「つながる教育」を推進する。

小中・小中の教職員と一緒に考え、こどもの学びと育ちを支える学校群を中心としたマネジメントが、「新たな学校のあり方」である。



◆ともに進めるために

教育委員会事務局は、学校の取組に伴う伴走支援を行う。また、学校群の仕組みを使って今ある資源を効果的に活用できるよう、これまでのあたり前やルールの見直しを進める。



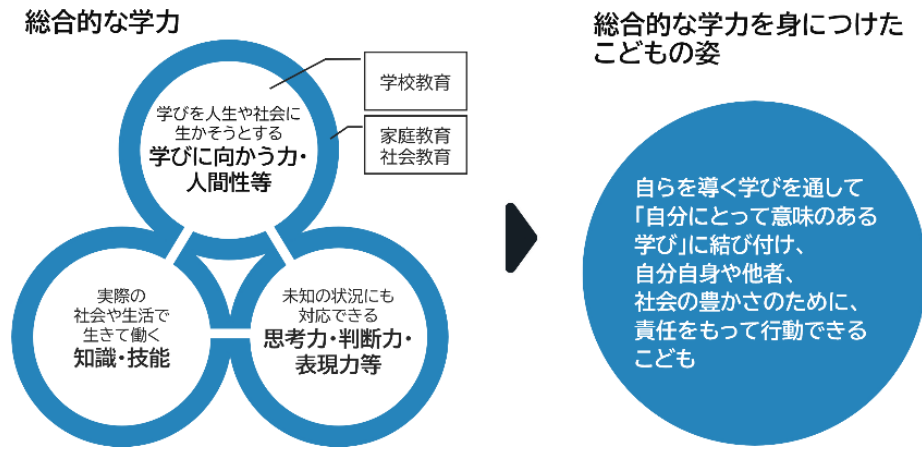
「総合的な学力」について

◆本市で育成をめざす資質・能力「総合的な学力」について

学習指導要領で示された子どもたちに必要な3つの資質・能力を基にして、これまで本市で育成をめざしてきた「総合的な学力」との関係を整理し、「個人や社会の豊かさの実現に向けて、学習指導要領で示された3つの資質・能力を子ども自身が多様な他者とつながりながら学校教育の各教科等で育み、家庭教育や社会教育の場において、様々な主体と協働・連携しながら実社会と結び付けて発揮するもの」を「総合的な学力」と定義した。

また、総合的な学力を身につけた子どもの姿を「自らを導く学びを通して『自分にとって意味のある学び』に結び付け、自分自身や他者、社会の豊かさのために、責任をもって行動できる子ども」とした。

子どもが総合的な学力を身につけるために、授業では、子ども自身が主体的に課題を見つけ、何を学ぶのか（学びの内容）や、どのように学ぶのか（学びの方法）を選択し、子ども自身が、何ができるようになったのか（自分の成長）を実感し表現することが必要である。



◆「学びのコンパス」の考え方に基づく授業改善について

総合的な学力を育むために、「ICTの活用」「個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実」「探究的な学び」の視点を取り入れた「子どもが自ら学びを進める」授業改善のための資料「学びのコンパス」を作成した。令和7年度から全校実施とし「学びのコンパス」の考え方に基づく授業改善を広く周知し、学校への浸透を図り、学習指導要領に示された資質・能力の育成を図っている。

「学びのコンパス」の考え方に基づく授業改善を進めることで、子どもが学びを「自分ごと」として捉え、自ら学びを進める「自律した学習者」の育成をめざす。また、ICTの活用を前提として、学習の集団や学習の時間、学ぶ順番、使用する教材・教具、学習課題、結論等が同一のものではなく、個々の子どもが自分に適したものを選択できる新たな授業形態に取り組み、個別最適な学び、協働的な学びの実現を図る。

学びのインフルエンサーの派遣や各種研修等でさらなる浸透を図り、研修主任を中心に、校内研修における授業の協議会の視点に位置付けるなど、「学びのコンパス」の考え方に基づく授業改善をさらに推進する。

02 学びのコンパスとは

Why なぜ「コンパス」?

子どもは有能な学び

子どもは、学ぶ力がある。教員は、子どもを導く。子ども自身が学びを進める力をつける。教員は、子どもを導く。子ども自身が学びを進める力をつける。教員は、子どもを導く。子ども自身が学びを進める力をつける。

What 何を大切にしている?

学ぶ「過程」に子どもが価値を見出す

自ら学びを進めるためには、子どもが「学び方」を学ぶことが大切。一人でも、友達と一緒に、自分にとって大切な「学び方」を学ぶ。自分にとって大切な「学び方」を学ぶ。自分にとって大切な「学び方」を学ぶ。

How どのように学びを進めるの?

子どもが「探究的に」学ぶプロセス

「学びのコンパス」では、子どもが課題に出会い、問いを見出す。子どもが課題に出会い、問いを見出す。子どもが課題に出会い、問いを見出す。子どもが課題に出会い、問いを見出す。

方向性と「学び方」の多様性

コンパスは、進む方向を知るための道具。学びのコンパスは、進む方向を知るための道具。学びのコンパスは、進む方向を知るための道具。学びのコンパスは、進む方向を知るための道具。

教員の「教科の本質」の理解

教科の学習において、各教科の学習指導要領で示されている目標を達成する。教科の本質を理解し、単元を構想する。教科の本質を理解し、単元を構想する。教科の本質を理解し、単元を構想する。

部活動の充実に向けて

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、生徒がスポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連を図る。

◆自尊感情の高揚と個性の伸長

こどもの自尊感情を高め、自主性・主体性を尊重し、個性の伸長を図るため、望ましい活動日数・活動時間を検討し、生徒の能力に応じた練習計画を立て、計画的に実施する。なお、各部活動の年間活動計画及び毎月の活動計画は学校で適切に保管・管理する。

◆安全で安心な活動環境形成

常にこどもの体調管理、施設点検・用具点検に努め、安全に活動するためのルールやきまり等が確実に実行されるよう、日ごろから周知徹底した指導を行うなど、安全で安心して活動できる体制・環境形成に取り組む。

◆ノークラブデーの設定

生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、「ノークラブデー」の設定を明確にし、心身のリフレッシュや疲労回復につながる取組を一層推進する。

◆専門的指導力の向上

他校との交流や外部人材の活用を含めた地域との連携を積極的に行い、各種目における専門的指導力の向上に努め、効果的で充実した活動を展開できるよう心がける。

◆望ましい人間関係の構築と責任感・規範意識の高揚

こども同士の望ましい人間関係の構築を図り、集団の一員としての責任感・連帯感を培い、あいさつやルールの遵守を通して、規範意識の高揚に努める。

◆基礎的な知識・技能の習得と体力・健康の増進

こどもそれぞれの目的に応じた適切な練習内容の設定により、知識の習得や体力・専門的技能の向上及び生涯に向けた健康的な生活習慣の実現を図る。

◆部活動ハンドブックの積極的な活用

部活動の意義をはじめ、安全管理や発育・発達段階に応じた適切な指導方法、種目別事故防止ガイドライン等を記載した「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって -」を学校ホームページに掲載した上で、積極的に活用し、充実した部活動を展開できるよう努める。

○部活動を含め、学校における体罰等を防止するためには、個々の教職員の人権尊重に関する意識を高め、学校として体罰やセクシュアル・ハラスメントを「しない」、「させない」、「許さない」という風土を校内に醸成することが重要である。平素から児童生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整備し、児童生徒の学校生活の状況の把握に努める。また、教職員間で互いに「注意する」「指導する」「助言する」ことができる開かれた組織を確立する。

○体罰やセクシュアル・ハラスメントに係る相談窓口の設置及びその趣旨について、こども・保護者に対し周知徹底する。

学校のきまりやルール（校則）の運用・見直し

◆校則の意義・位置付け

学校教育においては社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる学校のきまりやルール（校則）は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものである。学校のきまりやルール（校則）は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要である。最終的には校長により制定されるものである。

◆児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、その意義を理解し、自ら守ろうとする意識の醸成につながる。また、児童生徒が主体的に参加し意見表明することにより、これを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

◆運用

学校のきまりやルール（校則）の指導については、守らせることばかりにこだわることなく、教職員がその背景や理由について理解し、児童生徒が自分事としてその意味を理解し、自主的に校則を守るよう指導する。その上で、違反した場合は、行為を正すための指導にとどまるのではなく、内省を促すよう指導する。

◆見直し

学校のきまりやルール（校則）の内容については、合理的な範囲内であるか、児童生徒の発達段階や実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展を踏まえたものになっているか、人権的な配慮ができていないか、曖昧な表現や分かりにくいものがないか、不要に行動を制限されるなどマイナスの影響を受けている児童生徒がいないか等に留意し、これまでの慣習にとらわれず絶えず検証・見直しを行う。

右記に示すような内容については、必ず改善に向け速やかに見直しを行う。

1. 生まれもった性質について配慮のないもの
2. 様々な文化や性の多様性に対して配慮のないもの
3. 健康上の配慮がないもの
4. 合理的な説明が難しいもの
5. 曖昧な表現、分かりにくいもの

◆公表

学校のきまりやルール（校則）は、普段から保護者・地域の方等児童生徒を支える多くの方々と共通理解を図るため、学校のホームページ等に公表する。また、入学説明会等においても説明を行い周知する。

<見直しのプロセス>

- ① 各学校で検討委員会等の校内組織を設置し、組織的かつ計画的に検証・見直しが絶えず行われる体制を整える。
- ② 児童生徒が規範の意義を理解し、自らが規範を守り行動するという自律性を育むために、児童生徒からも見直しの発意ができる仕組みを整える。
- ③ 見直し案の検討は、児童生徒と教職員が一緒に進める。
- ④ PTA や学校評議員等から意見を聴取する。
- ⑤ 改正に際しては、児童生徒の意見をできる限り尊重し、校長の承認・改正を行う。
- ⑥ 内容については、入学説明会等で周知し、速やかに学校ホームページ等に公表する。

学校における調理実習の留意点（令和8年度版）

本市においては、平成8年7月、学校給食に起因する腸管出血性大腸菌 0157 による学童集団下痢症が発生し、9,523 人の方々が患し、4 人の方の尊い命を失った。

学校園において食を扱う際には、以下の内容について最大限留意して指導する。

食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について

食材を扱う授業を実施する際には、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」（令和6年1月17日付 学保第2806号参照）を必ず参照し、学校組織として事故防止に努めるとともに、緊急時に適切に対応できる体制を整備すること。

※グループウェア→書庫→配布文書→学校保健体育課→保健係・体育係→学校の管理下におけるアレルギーへの対応
→「060117 学校における食物アレルギー対応ガイドライン」参照

【学校におけるアレルギー疾患対応の3つの柱】

1. 食物アレルギーを有する児童生徒の正確な情報の把握と共有
2. 学校全体で行う日常の取組と事故予防
3. 緊急時対応

魚類及び魚類加工品に関する調理実習について

魚類及び魚類加工品を使った調理実習については、ヒスタミン検査対象食材（マグロ、カジキ、サバ、アジ、イワシ、カツオ、サワラ、ブリ等の赤身魚とその加工品）を除いて、調理実習を行うこと。

※ヒスタミン検査対象食材で、だしをとることは可能とする。

（平成26年3月31日付学教第6454号参照）

I 基本方針

- ① 学習指導要領及び学習指導要領解説における配慮事項を十分に踏まえ、調理方法、食材について十分検討・点検し、食品の衛生管理に努める。
また、熱源や用具、機械など取扱いを誤ると危険を伴うものがあるので、常に安全管理と事故の防止に努める。火を扱うことの危険性について、こどもへの事前指導を行い、特に不用意に火に近づくことがないように指導を徹底する。
- ② 生ものについては、給食の献立方針と同様に、すべての食材を加熱する。
- ③ 衛生管理上、食中毒を危惧する献立<例1>、学校給食で使用しない食材<例2>は、調理実習では取り扱わない。
<例1> あえ物・炒め物・生の野菜・生の果物・手作りのマヨネーズ
※理由…加熱が十分できないため。加熱後、適正な温度管理ができないため。ただし、1人分ずつのような少量の「野菜炒め」なら、下処理として野菜を湯通しする、または最後に水を入れ、蓋をして蒸し煮にする工夫により、十分な加熱ができると考えられる。
<例2> そば・落花生・えび・かに・くるみ
※理由…アレルギー発症時の重篤度が高く、未発症である者も常に発症する可能性があるため。「学校における食物アレルギー対応ガイドライン（令和6年1月17日付 学保第2806号参照）」に基づく。
- ④ 調理室や調理器具の衛生や安全に注意し、食品の衛生管理に努める。
- ⑤ 調理後は、速やかに試食する。
- ⑥ 検体保存用として、でき上がり食品約50gをフリージングパックに採取して、担当指導者が冷凍庫内に2週間保存しておく。

II 食材の検収・保管

- ① 調理実習の食材は、新鮮なものを用いる。
- ② 品質、鮮度、品温、異物の混入、包装容器等の状況、消費期限、賞味期限等について、点検を行う。
- ③ 食材は、衛生管理が適正に実施されている店で、可能な限り実習当日に購入し、調理実習担当者が、冷蔵庫等に保管する。
- ④ 冷凍、冷蔵品の購入量は、実習当日に使い切る分量とし、残った食材は廃棄する。
- ⑤ こどもに、調理実習の食材を持参させない。
- ⑥ 食材は、直接床面に接触しないようにする。
- ⑦ 冷蔵庫は、5℃以下であることを確認する。
- ⑧ 冷蔵庫等、保管場所は常に清潔に保たれるようにし、食材同士が接触しないよう、衛生管理に十分留意する。
- ⑨ 特に、食肉類、魚介類、卵類については、ビニール袋、容器等に入れて保管する。
- ⑩ 常温で保存する野菜は、蒸れないようにする。
- ⑪ ダンボール等に入れて購入した場合は、すみやかに取り出し、別容器に移しかえ保管する。

III 器具類の衛生管理

- ① 調理器具（包丁・まな板・ふきん・食器等）は、使用前に熱湯等で十分消毒し、使用後も十分洗浄し、乾燥させて保管する。
- ② 冷凍・冷蔵庫は、温湯で汚れを拭き取り、月1回程度アルコールで消毒する。
- ③ 調理台は、温湯で汚れを拭き取り、アルコールで消毒する。
- ④ 食肉類、魚介類、卵類の調理については、まな板等の調理用具を、それぞれ専用のものとする。
注意 生の肉や魚を扱った調理は、中学校で行うが、小学校では行わない。

IV 点検事項

≪ 事前点検 ≫

- ① こどもの健康状態の把握
 - ・下痢をしている者の有無
 - ・発熱、腹痛、嘔吐をしている者の有無
 - ・手指に化膿性の傷がある者の有無（直接食材料を扱わない等、指導上配慮を要するため）
- ② 服装等
 - ・調理実習にふさわしい清潔な服装をしている。（必ずエプロン、マスクを着用し、三角巾で髪をおおうこと）
 - ・爪は、短く切っている。
- ③ 手洗い
 - ・石けんでよく洗い、十分水洗いする。その後、アルコールで消毒を行う。
 - ・特に、食肉類、魚介類、卵類等を取り扱う前と後には、必ず手洗い・消毒を行う。
- ④ 施設・設備（衛生状態の確認）
 - ・室内の清掃は行き届いている。
 - ・器具の洗浄、消毒をしている。
 - ・冷蔵庫の温度は適切（5℃以下）である。
 - ・冷蔵庫内は、整理整頓され清潔である。
 - ・食器の保管場所は、清潔である。
 - ・ネズミ、衛生害虫等は、駆除している。
- ⑤ 食材料
 - ・品質、鮮度、品温、異物の混入等を十分に確認する。
 - ・保管していた食品は、安全を確認してから使用する。

《 実習中 》

- ① 野菜類は、流水で十分洗浄し加熱する。
- ② 食品の中心部まで十分に加熱調理したことを確認する。
- ③ 点火しているコンロの左右側面には、絶対に近づかない。
- ④ 調理器具は、可能な限り食品別に使用する。
- ⑤ 生の食材や原材料を触った場合（野菜の皮むき、卵を割る等）や実習過程において手が汚れた場合は、必要に応じて十分手洗いをして、次の実習過程に移る。
- ⑥ 直接食品に触れるような場合は、使い捨て手袋を使用する。
- ⑦ 速やかに試食し、家庭などに持ち帰らない。

《 事後点検 》

- ① 食器、器具の洗浄・消毒は十分に行う。
- ② 残菜の処理は、適切に行う。
- ③ 調味料等の整理整頓を行う。
- ④ 室内の清掃を十分に行う。

《 その他留意点 》

【卵の調理について】

※こどもにも温度管理ができるよう、タイマーを使用する等工夫する。

※ゆで卵は、卵がかぶるくらいの水を入れて、強火にかける。沸騰後 10～12 分以上熱する。

※オムレツ、スクランブルエッグは、中心まで熱が達しにくいので、取り扱わない。

【じゃがいもの調理について】

※じゃがいもの芽や緑色になった皮の部分は毒素を含むため、しっかり取り除くこと。

個人情報管理 9のポイント

1 学校園で取り扱うものは、ほとんどが個人情報！

学校で取り扱う情報のほとんどが個人情報であることから、さまざまな書類など、個人情報にあたる情報は無いと考える。

そのため、個人情報管理の総責任者である学校園長のリーダーシップのもとに、「流出してしまってからでは取り返しがつかない」と、常に危機意識をもって取り組む。

2 個人情報保護の体制づくりは、相互の声かけ・確認から！

子ども、保護者、市民から信頼される学校とするために、お互いの声かけ、確認をして、個人情報を保護する体制を構築する。

3 学校園で取り扱う個人情報が、本当に必要な情報か、常に確認し、その利用目的や管理について、教職員が適切に情報共有を図る！

学校園では、どのような個人情報を扱っているのか、何のためにその個人情報が必要なのかを、教職員が適切に把握しておく。

<学校園全体として保管しているもの><各学年で保管しているもの><各分掌で保管しているもの>など、利用目的、保管方法など情報共有を図る。

4 個人情報は持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合は、所定の手続きの上、返却するまで責任を持って管理する！

教職員は、個人情報（コピー・複写を含む）を学校園外に持ち出すことはできない。ただし、次に掲げる事由がある場合は、校園長の承認を得て、あらかじめ定められた手続きにより、持ち出すことができる。

<いかなる理由があっても、持ち出しが厳禁であるもの>

- ・電子データ化された個人情報（堺市の指定する機器以外に保存されたもの）
- ・出席簿
- ・幼児児童生徒の障害・病歴・健康その他心身の状態に関する個人情報

※学校教育活動時や登下校時のけがや病気などの緊急対応、宿泊訓練・校外学習などの学校園外での対応、指導等業務上必要な場合を除く。ただし、個人情報の携行は学校から目的地までの移動のみとし、掲載する情報については必要最小限にとどめ、衣服ポケット等に入れず、チャック等で閉じることができるカバン類に厳重に収納し、常に携帯し管理する。

<一定の条件のもと、持ち出し可能なもの>

「個人情報持出返却管理簿」（様式第1号）への記載を経て可能となるもの	<ul style="list-style-type: none">・学級や部活動所属の幼児児童生徒にかかる連絡先一覧・教務手帳・成績一覧表またはそれに類するもの・定期テスト・単元テスト
その都度校園長へ口頭申請し、一時的な持ち出しが可能なもの	<ul style="list-style-type: none">・課題、作文、絵画等の成果物

5 個人情報を含む書類等の封入や、個人情報の受け渡し等について、複数で確認し、その場で枚数等を確認するとともに、受け渡し日等を記録する！

児童生徒健康調査票等、小学校から中学校へ進学する際に受け渡す書類、他市からの転入学の際に受け渡しする書類は複数で確認し、受け渡し日等を記録する（内容、枚数等）。

また、担任を中心として、保護者からのセンシティブな個人情報を含む書類の受け渡し、こどもから集める個人情報を含む書類の受け渡しは、その場で枚数等を確認するとともに、提出日などを記録する。

個人情報を含む書類等を封入したりする等、作業を行う際は、机や作業台を整理整頓し、他の個人情報を置かず場所を特定して作業する。封入物の確認等については、複数人による点検を徹底する。

6 電子データはすべてネットワークドライブ・クラウドに保存し、その他のメディアには保存しない！

個人情報の有無に関わらず、校務で使用する全ての電子データは、ネットワークドライブ・クラウドに保存し、運用する。ただし、機微な個人情報に関しては、学習系のネットワークドライブとクラウドに保存しない。

（ネットワークドライブとは校務系（VDI 環境）の「あなたのフォルダ」「校内で共有」「管理職で共有」と学習系（インターネット環境）の「Kドライブ」「教育用共有」のこと。クラウドとは「個人の OneDrive」、「Teams の『ファイル』」のこと。）

バックアップやアーカイブの場合、CD-R、DVD-R、外付ハードディスクを使用できるが、記憶媒体保管台帳に記入し、管理職の承認を受け、適切に使用する。

7 委託先等業者に対して、個人情報の適切な取扱いを指導・監督する！

修学旅行や卒業アルバムなど、学校が外部に個人情報を提供して業務委託する場合、学校は委託先に対して安全管理義務が課せられている。委託にあたっては、特記事項を遵守できる相手方を選定するため、委託先の個人情報保護体制等について把握し、委託契約の締結にあたっては、契約書等に受託者の個人情報の取扱いについて条例を遵守すべきことを明記する。併せて、特記事項を遵守する旨を条項に記載し、特記事項を交付して誓約書を受け取る。ただし、契約書等において特記事項に掲げる内容を直接記載する場合はこの限りでない。なお、契約書等の書面を作成しない契約の場合についても、特記事項を受注者に交付し、その旨を遵守する誓約書を受け取る。

8 SNS や公共の場などで、業務上知り得た情報を外部に漏らさない！

教職員が職務で扱うもののほとんどが個人情報であるという自覚をもち、公共の場所において業務上知り得た情報を話すなどして、外部に漏らさないようにする。

また、SNS 上に校園内の幼児児童生徒の写真を掲載したり、指導内容等を書き込んだりすることは厳禁です。また、SNS を介してこどもや保護者と私的に繋がりを持たない。

9 毎月 1 日は個人情報点検デー！ 危機管理意識を高めること！

本市では毎月 1 日を個人情報点検デーと定めている。

毎月 1 日に、個人情報を含む各書類の保管状況を点検するとともに、危機管理意識を高めること。

<点検例>

担任等が所持、保管しているもの：出席簿、教務手帳（教務必携）、成績に関わるもの等

分掌等で保管しているもの：児童生徒保健調査票等

学校全体で保管しているもの：指導要録、家庭連絡票等

「0157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」の制定について

1. 制定の背景

事件発生から 15 年が経過し、世代の交代が進み、事件を直接知らない市職員や教職員、市民が増えてきている。児童生徒も事件後生まれの世代のこどもたちとなってきている。

また、議会からも、事件を忘れることなく、次世代に引き継いでいくべきであるとの指摘がある。

2. 制定趣旨

平成 8 年 7 月、学校給食に起因する腸管出血性大腸菌 0157 による学童集団下痢症が発生し、児童 7,892 人を含む 9,523 人の方々が罹患し 3 人の児童の尊い命を失った。

市として、二度とこのようなことを繰り返さないために、これからも亡くなられた 3 人の児童と今なお苦しんでおられる被害者の方々を決して忘れず、事件を風化させないことを目的として「0157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」を制定する。

3. 制定日

平成 8 年 7 月 12 日に多数の学童が下痢、血便を主症状とする食中毒症状を発症したことから同日を「0157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」とする。

平成 24 年 6 月 18 日開催の教育委員会定例会で制定

「0157 堺市学童集団下痢症 追悼と誓いのつどい」

目的：亡くなられた 3 人の児童、後遺症により亡くなられた方を悼み、ご冥福をお祈りするとともに、二度とあのような悲惨な出来事を繰り返さない、決して風化させないことを誓う。

日程：毎年 7 月 12 日

場所：堺市役所本館正面玄関前 「永遠に」の碑

※「0157 堺市学童集団下痢症」から 19 年後の平成 27 年 10 月には、事件発生当時に溶血性尿毒症症候群を発症した児童が、その後遺症を原因として尊い命を失いました。

令和8年度 取組事項一覧

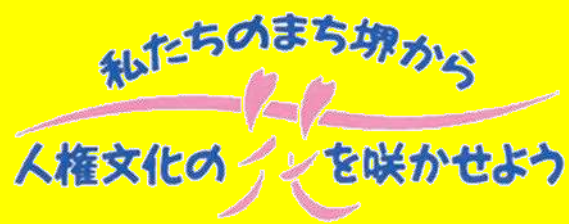
※グループウェアの「書庫」でタイトルを検索するとデータが閲覧できます。

基本 施策	R8取組事項【校種】	頁	担当課	グループウェア書庫・サポートページ に掲載しているプラン・マニュアル等
1	<ul style="list-style-type: none"> ▶学びのインフルエンサーや指導主事の派遣等を活用し、各校で「学びのコンパス」に基づく授業改善を推進する。【小中高】 ▶「学びのコンパス」をもとに、3年生以上の全学級担任が、週3回以上、授業で児童用パソコンを少なくとも各10分以上活用する。【小】 ▶「学びのコンパス」をもとに、全学年の全教科担任が、1単元で複数回、授業で生徒用パソコンを少なくとも各10分以上活用する。【中】 ▶情報活用能力チェックリスト（堺市版）を活用し、中学校区で系統立てて情報活用能力の育成を図る。【小中】 ▶学校教育目標等の実現状況を検証する視点で、学力調査結果等を各学年・各教科等で検証分析し、検証分析結果をもとに改善方策等について、全教職員で検討する。【小中】 	p1 p2	能力開発課 研究G 能力開発課 科学教育G 学校ICT 推進課	<ul style="list-style-type: none"> ▶検証改善分析シート ▶学びのコンパス ▶情報活用能力チェックリスト
	▶各教科等の年間標準授業時数を確実に確保し、指導すべき学習内容を指導する。【小中】	p2	教育課程課 教務G	—
	▶児童生徒用パソコンを月に複数回以上（できる限り週1回以上）持ち帰り、家庭学習で活用する。【小中】	p3	能力開発課 研究G 学校ICT 推進課	—
	<ul style="list-style-type: none"> ▶近隣の就学前教育・保育施設と小学校の教員が保育や授業を相互に参観する機会を設ける。【幼小】 ▶架け橋連携グループの取組状況に応じて、共通版「架け橋期のカリキュラム」試行例からグループで取り組む内容を決め実践し、カリキュラムの評価・改善をする。【幼小】 ▶学校力向上プランに「グランドデザイン」の内容を位置づけ、取組を評価改善する。【小中】 ▶中学校区内の学校同士で教育課程の接続、教職員の資質向上、多様な教育活動の実践の検討や意見交換、学校同士の情報共有等ができる機会を（戦略的に）確保する。また、講師を招聘するなどした全体合同研修を実施する。【小中】 	p4	能力開発課 幼児教育G 教育課程課 教務G 学校改革 推進室	<ul style="list-style-type: none"> ▶堺市共通版「架け橋期のカリキュラム」 ▶幼児教育標準スタンダードカリキュラム ▶幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 ▶堺が進める「新たな学校のあり方」～チームで支える、こどもの学びと育ち～の実践に向けた参考事例集
	▶研究実践園において、公開保育を実施するとともに、教員育成に向け研究保育を実施し、幼児教育研修会や他園の公開保育へ積極的に参加する。【幼】	p4	能力開発課 幼児教育G	<ul style="list-style-type: none"> ▶堺市共通版「架け橋期のカリキュラム」 ▶幼児教育標準スタンダードカリキュラム ▶幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
	<ul style="list-style-type: none"> ▶授業改善や学習評価等に関する校内研修を、年2回以上実施する。【高】 ▶企業や大学等と連携した授業や体験的活動を各学科年2回以上実施する。【高】 	p4 p5	教育課程課 教務G	—
	<ul style="list-style-type: none"> ▶小学校で1時間以上、及び中学校で1時間以上、在日外国人・国際理解教育を実施する。【小中】 ▶ネイティブ・スピーカーを、年間の配当回数に応じて効果的に活用する。【小中】 	p6	人権教育課 教育課程課 企画推進G	<ul style="list-style-type: none"> ▶人権教育年間計画の作成について ▶堺市英語教育推進プラン ▶「CAN-DO リスト」（学習到達目標）作成に向けて ▶小学校外国語「CAN-DO リスト」を設定・活用しよう
	<ul style="list-style-type: none"> ▶国が定める「学校図書館図書標準」に基づいた図書の購入及び廃棄等、図書整備についての検討を年1回以上実施する。【小中支】 ▶並行読書・調べ学習以外で学校図書館を活用する学習を、各学年で1回以上年間指導（評価）計画に組み込む。【小中】 	p6	教育課程課 企画推進G	<ul style="list-style-type: none"> ▶堺市学校図書館運営方針 ▶学校図書館運営のてびき
2	▶各学校園の人権課題を踏まえた校内研修を年1回以上実施する。【全】	p7	人権教育課	▶堺市立学校における人権教育への支援に関する実施要領
	<ul style="list-style-type: none"> ▶学習参観・オープンスクール等の機会を捉え、保護者、地域に「特別の教科 道徳」の授業を年1回公開する。また、教員相互が参観する「特別の教科 道徳」の公開授業を、年1回実施する。【小中】 	p8	教育課程課 教務G	—
	<ul style="list-style-type: none"> ▶「あいさつ運動」「茶の湯体験」の年1回以上の実施 【小中】 ▶週1回以上の「朝読」または年に2回以上の「読書強化月間」の実施 【小中高】 	p8	教育課程課 企画推進G	▶堺・スタンダード参考資料集
	▶「キャリア・パスポート」を全学年で毎学期活用する。【小中高】	p9	教育課程課 企画推進G	▶キャリア教育と「キャリア・パスポート」の活用について
3	▶「食に関する指導の全体計画」の策定にあたり、前年度の食に関する指導の実施状況や成果、課題を「実態」として示した上で評価指標を設定し、給食時間、特別の教科 道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間等における食に関する指導を計画する。【小中支】	p10	学校給食課	<ul style="list-style-type: none"> ▶食に関する指導の手引き—第二次改訂版— ▶食育指導案・食育実践事例集
	▶「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって -」をHPに掲載し、各部活動の年間活動計画及び毎月の活動計画を保管・管理する。【中高】	p11	学校保健体育 課体育係	▶ハンドブック-部活動を指導するにあたって-
4	▶年度当初に「学校力向上プラン」を作成・公表し、年度途中に取組の進捗確認を1回以上実施・公表、年度末に自己評価及び学校関係者を実施・公表する。【全】	p12	教育課程課 教務G	▶学校評価関係
	<ul style="list-style-type: none"> ▶教育公務員特例法等に基づき、管理職は所属教員に対して「堺市教員育成指標」、「教職員研修計画」、「研修受講履歴」等を活用し、資質向上に関する対話を年間（年度当初及び年度末）を通じて実施する。【全】 ▶学校教育目標やめざす子ども像の実現につながる研究テーマを設定し、組織的・継続的な校園内研修を実施する。【全】 ▶「いじめ対応チェックシート」及び「いじめの重大事態から学ぶ対応事例集」を活用した校内研修を、年1回以上実施する。【小中高支】 	p12 p13	能力開発課 研修G 生徒指導課	<ul style="list-style-type: none"> ▶堺市教職員研修計画 ▶堺市教員育成指標に基づく自己チェック表 ▶『堺市教員育成指標』自己評価シート

令和8年度 取組事項一覧

※グループウェアの「書庫」でタイトルを検索するとデータが閲覧できます。

基本 施策	R8取組事項【校種】	頁	担当課	グループウェア書庫・サポートページに掲載しているプラン・マニュアル等
4	▶2ヵ月連続時間外在校等時間80時間を超える職員 ゼロ【全】 ▶時間外在校等時間80時間を超過した職員に対する産業医面接を実施（1回目必須）100%【全】	p13	教職員企画課	▶堺市立学校園の労働安全衛生について ▶堺市立学校園における職員の健康相談について ▶ウェルビーイング向上のための取組指針
	▶ストレスチェックの学校園内受検率90%以上【全】 ▶産業医参加(原則)の衛生委員会の開催及び健康相談（二次予防）の実施【全】 ※衛生委員会 50人以上の学校園：月1回 その他の学校園：学期1回	p13	教職員企画課	▶ストレスチェック制度実施要領 ▶堺市立学校園の労働安全衛生について
	▶コンプライアンスの徹底及びハラスメント防止に関する校園内研修を、年1回以上実施する。【全】 ▶人権研修を、全ての教職員が年1回以上受講する。【全】 ▶「学校（園）徴収金事務取扱マニュアル」に基づき、事務処理の適正化を図るとともに事故を未然に防止するため、少なくとも学期終了時（年3回）には銀行口座の出入金を確認し、金銭出納簿と照合する。【全】	p14 p15	教職員人事課 人権教育課 教育課程課 教務G	▶未来をつくる堺の誇り-不祥事根絶のために- ▶コンプライアンス・マニュアルⅡ～不祥事ゼロを実現するために～ ▶ハラスメントのない学校園にするために～ハラスメント対応マニュアル～ ▶「教職員のコンプライアンスのためのSELF_CHECKSHEET」 ▶堺市立学校における人権教育への支援に関する実施要領 ▶学校（園）徴収金事務取扱マニュアル ▶確認・点検シート ▶学校徴収金事務取扱説明会資料
5	▶障害のある児童生徒が抱える困難に対し、各教科等で個別の状況に応じた指導内容・方法の工夫を計画的・組織的に実施する。【全】 ▶障害のある幼児児童生徒についての相談窓口を保護者及び関係機関に周知し、校園内委員会の運営に基づく組織的な支援体制を構築する。【全】	p16	支援教育課	▶堺市がめざす特別支援教育の姿 ▶「ともに認め合い、支える」特別支援教育の充実
	▶全教職員参加の特別支援教育の研修を、年1回以上実施する。【全】	p16	支援教育課	▶支援学校センター的機能活用 ▶府立支援学校による地域支援（教育相談依頼・派遣依頼）
	▶3日間連続で欠席している児童生徒の情報を教職員間で共有し、正当な理由なく7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況が確認できていない場合は、背景等を十分に把握した上で早急に教育委員会に報告する。【小中高支】	p17	生徒指導課	▶不登校児童生徒【個人票】サンプル ▶月別状況調査票（入力説明） ▶月別状況調査票（提出用） ▶月別状況調査票（記入例）
6	▶いじめ防止授業を、年1回以上実施する【小中高支】 ▶いじめアンケートを年3回（学期に1回）以上確実に実施し、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた、いじめの未然防止・早期発見・組織的対応に取り組む。【小中高支】 ▶いじめアンケートは、実施年度を含めて3年間、適切に保存する。【小中高支】 ▶「学校いじめ防止等対策委員会」を設置し、情報共有、支援内容等の検討を行い、会議録を作成する。【小中高支】 ▶「堺市いじめ防止基本方針（令和8年4月1日改定）」を基に、学校の実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ防止等対策委員会」を中心に点検し、毎年度見直し、学校HPに掲載する。【小中高支】	p18	生徒指導課	▶いじめ防止授業 ▶いじめアンケート ▶いじめアンケート保存ガイドライン ▶いじめの重大事態から学ぶ対応事例集
	▶デートDV防止研修に、啓発冊子配付対象学年の教員が参加し、研修内容の伝達、共有を行う。【中高】	p19	生徒指導課	-
	▶虐待が疑われる場合には速やかに各区子育て支援課等へ通告する。【全】	p20	生徒指導課	▶体罰等によらない子育てを広げよう（厚生労働省） ▶児童虐待への対応のポイント（文部科学省） ▶学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き（文部科学省） ▶虐待報告記入説明 ▶虐待情報提供書 ▶虐待通告書 ▶虐待通告書記入説明
	▶校務分掌に「学校安全担当」を位置付ける。【全】 ▶「学校安全計画」を作成し、安全教育・安全管理活動に組織的に取り組むとともに、その効果や課題を検証し、毎年見直しを行う。【全】 ▶転落事故防止や不審者侵入防止の視点を含めた安全点検指導を、月1回以上実施する。【全】	p20 p21	学校保健体育課保健係 危機管理担当 学校給食課 学校施設課	▶学校保健必携 ▶安全点検表
▶食物アレルギーを有する児童生徒等の情報を共有し、給食をはじめ、調理実習等食を扱う活動において、誤食等の事故を起こさないよう、食物アレルギー対応委員会を設置の上、安全管理体制を構築する。【全】 ▶給食当番の4項目の衛生点検（①下痢症状の有無、②発熱・腹痛・嘔吐の有無、③衛生的な服装、④手指の洗浄）を実施し記録を保管する。【小中支】 ▶除去食の個人献立表のある児童生徒は最初に配膳し、食べる前に正しく配膳されているかどうか学級担任等と児童生徒と一緒に確認する。【小中支】	p21 p22	学校給食課 学校保健係 体育課保健係	▶学校における食物アレルギー対応ガイドライン ▶学校給食における食物アレルギー対応マニュアル	
9	▶全小中学校に「学校協議会」を設置し、年3回以上、学校協議会を開催する。【小中】	p25	教育課程課 教務G	▶堺版コミュニティ・スクール推進事業実施要項 ▶堺市学校協議員に関する要綱 ▶留意事項



令和 8 年度

堺市立学校園運営における指針

令和 8 年 3 月発行

編集・発行 堺市教育委員会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号